

令和 7 年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 7 年 5 月 20 日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財務監査及び行政監査

防災危機管理局（防災危機管理局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 名	
防災危機管理局	総務課、防災企画課、想定最大規模災害対策推進課、危機対策課、地域防災課	
区役所 (千種区、西区、 昭和区、守山区)	区政部	総務課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の防災危機管理局が所管する公の施設の指定管理者及び防災危機管理局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市港防災センター	丹青社・コニックス 共同事業体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	防災企画課

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 災害対応力の強化に向けた取組が着実に実施されているか
- (2) 地域防災力の向上に向けた取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課で処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

に指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、防災危機管理局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 備品の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則によると、物品管理者は、使用中の備品（閲覧用の図書を除く。）について、財務会計総合システム上の備品台帳に登載し、常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。また、備品の使用状況について、毎年 1 回、備品台帳と現物との照合点検を行い、その結果を市長及び市会計管理者に報告することとされている。

備品台帳に登載された備品の管理状況について調査したところ、西区総務課において、令和 6 年 2 月における照合点検結果は全て「適正」との報告であったが、消防、防災器具類として登載されている次表の備品について、実査日（令和 6 年 9 月 10 日）時点で所在を確認できなかった。その後、当該備品の所在の調査を求めたところ、令和 6 年 11 月 7 日に発見された。

品目	受入年月日 (保管転換年月日)	受入区分	価格
避難所専用 換気扇付簡 易隔離部屋 プリベント ボックス	令和 3年 2月25日	寄附	165,000円

当該備品は感染症対策として区役所等に配備され、災害時の避難所において使用されるものであることから、常にその所在を明確にしておく必要がある。西区総務課においては、災害時に必要な備品が速やかに使用できるよう、名古屋市会計規則に基づき、備品の管理及び毎年の照合点検を確実に実施されたい。

(西区総務課)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、指定管理者及び防災危機管理局に対する指摘について、それぞれ必要な措置が既に講じられたため、その内容を記載した。

（1）貸付備品の管理について（財産管理事務）

本市では、施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けている。貸付備品の管理に関する事務取扱要項によると、指定管理者は、毎年 1 回、貸付備品の使用状況に係る検査（以下「使用状況検査」という。）を行い、その結果を本市に報告することとされている。

貸付備品の管理状況について調査したところ、使用状況検査が実施されていなかった。

（指定管理者分）

丹青社・コニックス共同事業体においては、使用状況検査を実施し、その結果を報告されたい。

（防災危機管理局関係分）

防災企画課においては、指定管理者に対し、使用状況検査を実施し、その結果を報告するよう指導徹底されたい。

なお、防災企画課においては、指定管理者から使用状況検査結果の報告を受けるとともに、指定管理者に対し使用状況検査についての指導を行っており、必要な措置が講じられた。

第6 意見

災害対策の更なる推進について

本市を含む地域では南海トラフ地震の発生が懸念されており、発生した場合には甚大な被害が想定されている。また、近年、気候変動に伴い、全国各地で風水害が激甚化・頻発化し、毎年のように豪雨による大きな被害が発生している。

こうした状況の中、本市では、令和 6年 3月に「防災の日常化による災害に強いまちづくり」を念頭に置いた新たな災害対策実施計画を策定し、災害による被害を防ぎ、迅速かつ的確に復旧・復興するための取組方針と方針ごとの災害対策事業を掲げている。

取組方針の 1つである「地域防災力の強化」では、市民や事業者等による取組を支援することとしている。この支援策の 1つとして、災害時の避難行動要支援者^(注)の円滑で迅速な避難確保のため、防災危機管理局は避難行動要支援者の個別避難計画作成モデル事業を実施しているが、令和 5年度末時点で計画作成済人数は対象者数の17.4%にとどまっている。また、地震発生時の出火防止対策に有効とされる感震ブレーカーの設置促進のために設置費用の助成を実施しているが、延焼リスクの高い主な木造住宅密集地域における設置率は令和 5年度末時点で27.6%と高いとは言えない状況である。

さらに、災害発生時に市民の命を守り被害拡大を防ぐため、「災害対応力の強化」も取組方針として掲げられている。本市のような大都市特有の課題として、大規模地震の際に公共交通機関の停止に伴う帰宅困難者への対策が挙げられ、帰宅困難者を受け入れる退避施設の確保を進めているが、収容人数は想定される帰宅困難来訪者数にまだ達していない。

これらの事業を始めとして、災害対策事業全般をより効果的に進めるためには、事業の課題を分析した上で内容を改善し、関係局と連携して取り組むことはもとより、事業者を含む市民の理解と協力が不可欠である。この点、本市では、平成12年の東海豪雨や平成23年台風第15号による豪雨などにより多大な被害が発生しているが、近年は大規模災害が発生していないことから、市民の危機意識の希薄化が懸念される。こうした中、令和 6年は、能登半島において大規模な地震や豪

雨災害が相次いで発生し、また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表され、飲料水や防災用品が一時売り切れるなど、防災に対する市民の関心が高まったことがうかがえる。防災危機管理局においては、市民の防災意識のより一層の向上を図るため、このような関心が高まった時機のみならず、あらゆる機会を通じて戦略的かつ効果的な普及啓発に努められたい。さらに、市民の生命・財産を守るという行政の役割を果たすため、これまでの被災地支援活動で得られた知見等をいかしながら、防災・危機管理の統括局としてリーダーシップを発揮し、本市の災害対策を推進されたい。

（注）高齢者、障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

《参考資料》 監査対象の概要

名古屋市港防災センター（所在地：港区港明一丁目12番20号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：丹青社・コニックス共同事業体
- ・ 代 表 者 名 称：株式会社丹青社
- ・ 代表者所在地：東京都港区港南一丁目 2番70号
- ・ 指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・ 指 定 管 理 料：56,000千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 防災に関する相談及び指導、資料及び装置の展示、講演会、講習会等の開催に関すること
- ② センターの施設の供用に関すること
- ③ センターの施設の使用の許可に関すること
- ④ センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延べ利用者数	22,439人	42,567人	54,768人

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	56,000	管理運営費	56,068
その他	40	（人件費含む）	
収入合計	56,040	支出合計	56,068

第 1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第 2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

観光文化交流局（観光文化交流局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
観光文化交流局	総務課	
	観光交流部	観光推進課、国際交流課、M I C E 推進課
	文化歴史まちづくり部	文化芸術推進課、歴史まちづくり推進課
	名古屋城総合事務所	
区役所 （千種区、西区、昭和区、守山区）	区政部	地域力推進課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の観光文化交流局が所管する公の施設の指定管理者及び観光文化交流局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市国際展示場	ポートメッセなごや MICEコンソーシアム	令和 4年 4月 1日 ～令和 8年 3月31日	M I C E推 進課
名古屋市文化のみち 檀木館	株式会社COSMO CONSULTAN T	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	歴史まちづ くり推進課
名古屋市場輝荘	城山・覚王山歴史文 化の杜まちづくり共 同体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 観光戦略の推進に向けた取組が着実に実施されているか
- (2) 文化芸術の推進に向けた取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか

- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指

摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 行政財産の貸付料収入について（収入事務）

地方自治法等によると、行政財産については、その用途又は目的を妨げない限度において、庁舎の床面積等に余裕がある場合に貸付けを行うことができるとされており、名古屋市公館においては、行政財産の有効活用という観点から、施設の一部を土日祝日に限り事業者に貸し付ける契約を締結しており、当該事業者から貸付料を収入している。また、契約書によると、毎年度の貸付料の支払期限は、当該年度の 5 月末日までとされている。

貸付料に関する収入事務を調査したところ、国際交流課において、令和 3 年度以降、事業者へ交付した納入通知書の支払期限が契約書に定める支払期限（以下「本来支払期日」という。）を超えて設定されていた。また、これらの事例の中には、本来支払期日を経過した後に納入通知書を発行している事例が見受けられた。

国際交流課においては、本来支払期日を確実に設定した納入通知書を適切な時期に発行するよう徹底されたい。（国際交流課）

(2) 名古屋市町並み保存事業補助金について（支出事務）

本市では、名古屋市町並み保存要綱及び名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱（以下「町並み保存要綱等」という。）に基づき、町並み保存地区に指定された区域内における町並みの保存を図るために必要と認められる物件の所有者に対して、当該物件の修理等に要する経費の一部を補助金として交付している。

町並み保存要綱等によると、補助対象となるのは、原則として道路から見える部分の建造物等に係る経費とされており、有松地区の場合は旧東海道から見える部分の建造物等に係る経費とされている。

なお、補助金は町並み保存要綱等に定められた限度額を上限として、修理等

の工事内容等から算定された補助対象経費に補助率を乗じた金額が交付されている。補助対象経費は、工事費のうち直接工事費については、工事内容から算定され、法定福利費などの間接工事費については、直接工事費の補助対象経費割合で按分し算定することとされている。また、工事費に加え設計監理費がある場合は、設計監理費のうち全額補助対象経費となる現地調査費を除いた、図面作成費等についても、直接工事費の補助対象経費割合で按分することとされている。

有松地区を対象とした町並み保存事業補助金の交付状況を調査したところ、補助対象経費の算定において、間接工事費が直接工事費の補助対象経費割合で按分されておらず、全額が補助対象経費とされている事例が見受けられた。また、設計監理費のうち図面作成費等についても、直接工事費の補助対象経費割合で按分すべきところ、誤った割合で按分されていた。以上の結果、補助対象経費が過大に算定されていたため、歴史まちづくり推進課において、補助金を過大に交付していた。

歴史まちづくり推進課においては、過大に交付していた補助金について返還を求めるとともに、町並み保存要綱等に基づき適正な補助金交付事務に努められたい。

(歴史まちづくり推進課)

(3) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、名古屋城総合事務所において、令和 4年 4月の払出し処理が漏れていたことや令和 5年 3月の受入れ処理が重複していたことなどにより、金券類等出納簿と実数との差異が生じている事例が見受けられた。

本件については、令和 2年 5月15日に公表した観光文化交流局に対する監査結果においても指摘している。また、名古屋城総合事務所は、金券類等の管理について令和 4年度から内部統制として、金券類等の出納に係る登録内容と現

物との照合を行うこととリスク対応策で定めていたにもかかわらず、少なくとも令和 4年 4月以降実数との差異が生じており、リスク対応策は適正に実施されていなかった。名古屋城総合事務所においては、金券類等の管理に関する意識の徹底を図り、適正に管理されたい。

(名古屋城総合事務所)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者に対する指摘については、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、観光文化交流局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、観光文化交流局に対する指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

観光文化交流局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、観光文化交流局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 自主事業に係る経費の支出について（支出事務）

指定管理者制度の運用に関する指針によると、指定管理者は、指定管理施設内において、一団体として自主事業を行うことができるが、経費は原則指定管理者の自己負担とするとされており、名古屋市国際展示場の管理運営に関する基本協定によると、毎年度、指定管理業務の収支を記載した管理運営収支決算書とともに自主事業実績報告書を本市に提出しなければならないとされている。

また、年度協定によると、指定管理者は得られた収入額（駐車場の料金及び自主事業を除く。）から管理運営経費を差し引いた金額を本市に納付するものとされている。

さらに、業務仕様書によると、指定管理者は、自主事業として展示会・見本市や各種会議等の開催に必要となる物品を販売、貸出することができるとされており、物品を保管するため施設内の倉庫を占用する場合は、本市より目的外使用許可を受け、使用料を納付することとされている。

管理運営収支決算書及び自主事業実績報告書について調査したところ、本来指定管理者が負担すべき自主事業に係る物品購入費及び倉庫占用のための目的外使用料が管理運営収支決算書の支出に誤って計上されていた。このため、指定管理者から本市に納付された金額が過少となっていた。

(指定管理者分)

ポートメッセなごやMICEコンソーシアムにおいては、令和 5年度の管理運営収支決算書及び自主事業実績報告書を修正するとともに、本市への納付金の不足額について追加で納付されたい。また、今後の管理運営収支決算書の作成にあたっては、自主事業に係る経費を支出に含めることのないよう、適正に作成されたい。(ポートメッセなごやMICEコンソーシアム【名古屋市国際展示場】)

(観光文化交流局関係分)

MICE推進課においては、管理運営収支決算書及び自主事業実績報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な作成について指導されたい。

(MICE推進課)

(2) 名古屋市国際展示場における立体駐車場運営業務について（契約事務）

名古屋市国際展示場指定管理者業務仕様書によると、立体駐車場運営業務は指定管理者が実施しなければならない業務とされており、指定管理者はあらかじめ本市の承認を受け第三者に委託している。また、当該業務に係る経費は、精算対象経費とされており、本市が負担している。

なお、立体駐車場は、令和 4年10月以降、大規模催事開催時における周辺道路での渋滞対策として、一般車の利用を停止し、催事関係者専用駐車場として、催事主催者の利用見込台数や利用時間の申出に基づき営業を行っている。

立体駐車場の運営には、令和 4年10月以降、原則 4名の従事者が必要とされており、利用見込台数が 200台を超え 2階以上を営業するときや催事の開始前及び終了後それぞれ 2時間の入出庫台数が増加するとき、9時間以上営業するときには、従事者を増員し運営されている。

令和 5年度における立体駐車場の運営業務について調査したところ、増員が必要な時間帯に増員が実施されていなかったり、車の入出庫台数が減少する催事開催時間中が従事者数の一番多い時間帯となっているなど、必要のない時間帯に増員が実施されていたりする事例が見受けられた。

図 1 立体駐車場運営時における従事者の勤務状況一例

		8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00			
シフトA	始業 8:00									
	終業 17:00									
シフトB	始業 9:00									
	終業 18:00									
従事者数		4	8	8	8	8	8	8	5	1

(注) 利用見込台数 150台、催事開催時間 10:00～17:00

また、利用見込台数が 100台未満の営業日における従事者数は、利用見込台数が 400台超の営業日と同じであるなど、利用見込台数による従事者数に大きな差異が認められなかった。

さらに、利用見込台数が 100台未満の立体駐車場の運営実績について確認したところ、1時間当たりの平均入出庫台数は、1.9台となっており、1時間当たり最大の入出庫台数は54台で、その際の従事者数は 2名であった。

(指定管理者分)

ポートメッセなごやMICEコンソーシアムにおいては、立体駐車場の運営に必要な人員体制について、令和 5年度の運営実績を踏まえ、より経済的な立体駐車場運営業務の方法を検討されたい。

(ポートメッセなごやMICEコンソーシアム【名古屋市国際展示場】)

(観光文化交流局関係分)

立体駐車場については、令和 4年10月から催事関係者専用駐車場となるなど、立体駐車場の運営環境は変化していることから、MICE推進課においては、令和 5年度の実績を踏まえ、指定管理者とともに、より経済的な立体駐車場の運営について検討されたい。

(MICE推進課)

(3) 精算対象以外の経費により購入した備品等について (財産管理事務)

名古屋市国際展示場の管理運営に関する基本協定等によると、本市は、指定管理者に対し、業務の遂行に必要な現行の備品を無償で貸し付け、使用を認めるものとされている。また、当該備品の補充、更新及び修繕に係る経費については、指定管理に係る経費のうち精算対象経費とすることとされ、当該経費に

よって取得した備品については、年度末に報告しなければならないとされている。

名古屋市文化のみち榎木館の管理運営に関する基本協定書等及び名古屋市場輝荘（南園）の管理運営に関する基本協定書等によると、本市は、業務の遂行に必要な備品及び貸出用消耗品（名古屋市会計規則第 132条に定めた「物品分類表」において、備品の分類に品名が掲げられている物品で、単価20,000円未満のものうち、各施設の利用に際し、利用者又は施設職員が使用する物品）を指定管理者に無償で貸し付け、使用を認めるものとされている。また、新たな備品及び貸出用消耗品の購入費並びに修繕費については、指定管理料のうち精算対象経費とすることとされ、購入又は修繕の必要が生じた場合は、本市に事前に協議することとされている。

指定管理者が購入した備品及び消耗品について調査したところ、名古屋市国際展示場、名古屋市文化のみち榎木館及び名古屋市場輝荘において、備品や貸出用消耗品、指定管理者の自主財源で購入予定だった消耗品を、精算対象以外の経費により購入している事例が見受けられた。なお、いずれの事例についても、所管課へ事前の協議や報告はなされていなかった。

特に名古屋市国際展示場について、MICE推進課は指定管理者が精算対象以外の経費により備品を購入することを認めていないが、指定管理者は購入することができるかと認識していた。この点について、業務仕様書においては、本市が貸与した備品の補充・更新に係る経費は精算対象経費とするとし、貸与された備品のほか、施設の利用者へのサービス向上に必要な備品を指定管理者が用意することができるかとされているものの、備品の購入に係る経費については、業務仕様書上明確になっていなかった。

（指定管理者分）

各指定管理者においては、精算対象以外の経費で購入した備品及び消耗品について、経費の誤ったものが他にないか確認し、所管課と協議の上、必要に応じて本市へ備品及び貸出用消耗品の購入の報告など定められた手続を行われたい。また、今後は適切な経費による備品等の購入を行われたい。

（ポートメッセなごやMICEコンソーシアム【名古屋市国際展示場】、株式会社COSMO CONSULTANT【名古屋市文化のみち榎木館】、城

山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体【名古屋市揚輝荘】)

(観光文化交流局関係分)

MI C E推進課及び歴史まちづくり推進課においては、指定管理者に対し、協定等に従い適切な経費による備品等の購入を指導されたい。また、MI C E推進課においては、業務仕様書の記載が、指定管理者が認識を誤った要因の一つと考えられることから、今後指定管理者と認識の相違が生じないよう規程を整理されたい。

(MI C E推進課、歴史まちづくり推進課)

なお、MI C E推進課及び歴史まちづくり推進課においては、必要な手続が行われたことを確認するとともに各指定管理者に対して指導を行っており、さらにMI C E推進課においては、現指定管理者と備品購入に係る認識の統一が図られ、必要な措置が講じられた。

(4) 事業報告書の作成について（その他事務）

名古屋市揚輝荘（南園）の管理運営に関する基本協定書等によると、指定管理者は、毎年度、施設の管理経費等の収支状況等を記載した事業報告書を本市に提出しなければならないとされている。

事業報告書及び収入・支出関係書類について調査したところ、本市に提出された事業報告書と提出後に指定管理者の構成団体が作成した正味財産増減計算書に記載された金額に差異が見受けられた。このことから更に確認したところ、人件費関連経費など支出の一部（約 700万円）について事業報告書に計上されていなかったことが判明し、その結果、収支状況について、約 500万円の赤字と報告していたが、正しくは約 1,200万円の赤字であった。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、正確に作成される必要がある。

(指定管理者分)

城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体においては、令和 5年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。

(城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体【名古屋市揚輝荘】)

(観光文化交流局関係分)

歴史まちづくり推進課においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。

(歴史まちづくり推進課)

第6 意見

観光・MICE戦略の推進について

令和 5年 5月に新型コロナウイルス感染症が 5類感染症へ移行して以降、観光需要の回復が世界的に広がるとともに、日本においては円安を背景とした訪日外国人旅行者によるインバウンド^(注 1)消費が増加していることを受け、全国的に観光地や観光産業の再生・高付加価値化を図るなど観光振興に向けた取組が推進されている。本市においては、第20回アジア競技大会及び第 5回アジアパラ競技大会の開催が目前に迫るとともに、今後予定されるリニア中央新幹線開業など、注目を浴びる好機が見込まれていることから、その機会を逸することなく、より多くの観光客を誘客するとともに、MICE^(注 2)開催を実現させることが求められている。

これまでの本市の観光・MICEに関する取組としては、令和元年度から 5年度までの計画において目標を定め取り組んできたものの、コロナ禍における外出自粛や渡航制限等の影響を受け、計画に掲げた目標は全て未達成の状況であった。こうした状況を踏まえ、令和 6年12月に新たに「名古屋市観光・MICE戦略2028」を策定し、令和 6年度から10年度までを計画期間として、観光・MICEを戦略的に推進していくため、様々な施策に取り組むこととしている。

単なるコロナ禍前の水準への回復にとどまることなく、観光・MICEの更なる発展のためには、観光消費の動向やMICEに求められるニーズを的確に把握し、それに見合ったハード・ソフト面での環境整備を行うとともに、魅力の創出・向上を図り、それらによって得られる経済効果を最大限に取り込んでいくことが求められる。また、一部の地域においてインバウンド需要の高まりによるオーバーツーリズム^(注 3)が発生していることから、本市においても未然防止・抑止の対策を今後検討していく必要がある。

観光文化交流局においては、観光の推進に関して、本市が進めるシティプロモーションの取組とも連携を図り、名古屋が目的地として選ばれ、観光地としてのイメージが定着すること及び市民の観光に対する理解促進や本市への誇り・愛着が醸成されることにより、市民・観光客・観光事業者の交流拡大や雇用機会の創

出といった経済活性化につながるように取り組まれない。また、MICEの推進に関しては、ものづくり産業の集積地であることなど本市の特性や特色をアピールすることにより、MICE開催に伴う新たな付加価値が創出されることで、より一層の推進につながるように取り組まれない。

図 2 本市における観光入込客延べ人数^(注 4)、延べ宿泊客数及び観光総消費額の推移

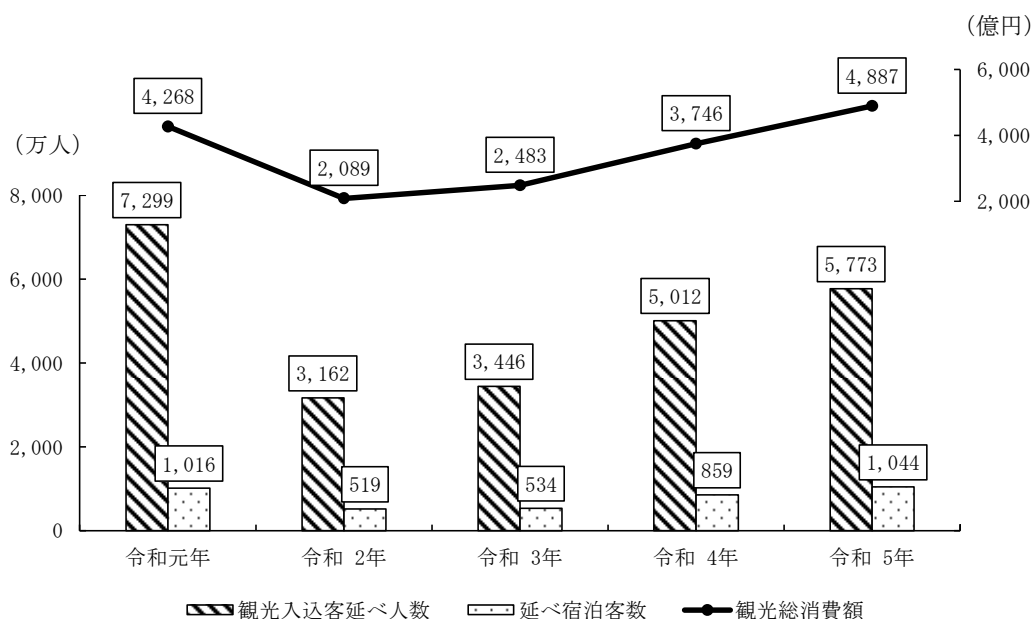
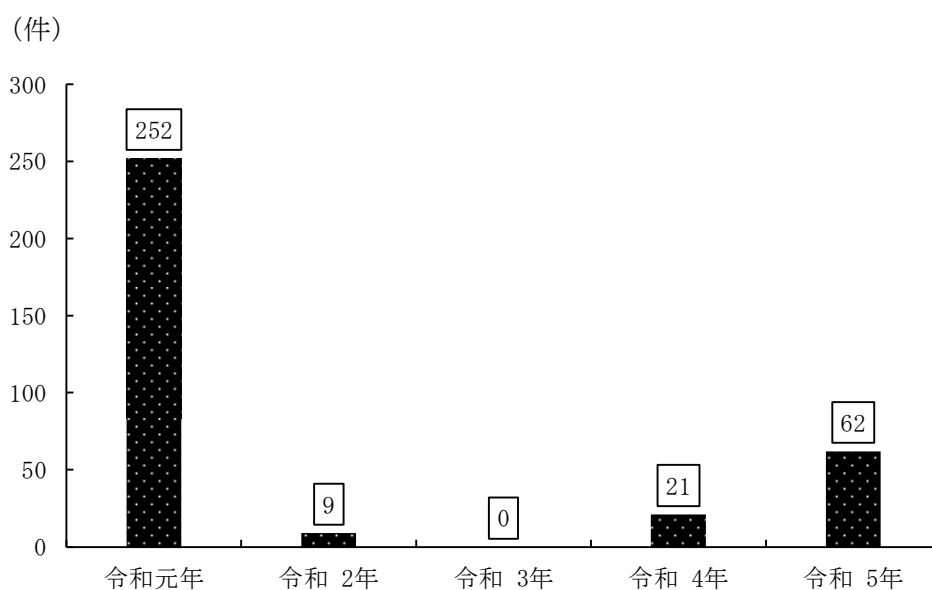


図 3 本市における国際会議の開催件数（J N T O^(注 5) 国際会議統計基準による）の推移



(注 1) インバウンド

外から中に入ってくるという意味で、一般的に訪日外国人旅行を指す。

(注 2) M I C E

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとった造語で、ビジネスイベントの総称。

(注 3) オーバーツーリズム

観光地などへの旅行者の集中やマナー違反によって、地域住民の暮らしや自然環境、景観等に負の影響が発生する状況。

(注 4) 観光入込客延べ人数

名古屋市内の観光施設等への来訪客数の総数。1人の観光客が複数の観光施設へ訪れた場合は、それぞれの施設で来訪客として集計される。

(注 5) J N T O

日本政府観光局 (Japan National Tourism Organization) の略で、正式名称は独立行政法人国際観光振興機構。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市国際展示場（所在地：港区金城ふ頭二丁目 2番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ポートメッセなごやMICEコンソーシアム
- ・代 表 者 名 称：株式会社コングレ
- ・代表者所在地：東京都中央区日本橋三丁目10番 5号
- ・指定管理期間：令和 4年 4月 1日～令和 8年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：43,500千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 展示場を一般の利用に供すること
- ② 施設の使用の許可に関する事
- ③ 展示場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（展示施設及び集会施設）	396千人	910千人	1,304千人
稼働率（展示施設の平均）	36.8%	44.6%	47.8%

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	43,500	管理運営費	715,320
利用料金収入	1,044,905	（人件費含む）	
その他	212,206	その他	585,290
収入合計	1,300,611	支出合計	1,300,611

2 名古屋市文化のみち槿木館（所在地：東区槿木町 2丁目18番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社COSMO CONSULTANT
- ・所 在 地：千種区内山一丁目 1番 8号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：15,664千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 槿木館の保存及び公開等の事業の実施に関すること
- ② 槿木館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 槿木館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
入館者数	8,779人	14,182人	17,114人
貸室利用件数	58件	434件	994件

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	15,664	管理運営費	17,877
利用料金収入	2,994	（人件費含む）	
その他	118		
収入合計	18,777	支出合計	17,877

3 名古屋市揚輝荘（所在地：千種区法王町 2丁目 5番地の17）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体
- ・ 代 表 者 名 称：公益財団法人名古屋まちづくり公社
- ・ 代表者所在地：中区丸の内二丁目 1番36号
- ・ 指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・ 指 定 管 理 料：38,708千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 揚輝荘の保存及び公開等の事業の実施に関する事
- ② 揚輝荘の施設の使用の許可に関する事
- ③ 聴松閣の観覧料及び揚輝荘の施設の使用料の徴収に関する事
- ④ 揚輝荘の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

南園（聴松閣）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
入館者数	13,755人	16,867人	19,994人
貸室利用件数	229件	208件	275件

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	38,708	管理運営費	51,230
その他	131	（人件費含む）	
収入合計	38,840	支出合計	51,230

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局（環境局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
環境局	総務課、職員課	
	環境企画部	環境企画課、脱炭素社会推進課
	地域環境対策部	地域環境対策課、大気環境対策課、公害保健課
	資源循環部	資源循環企画課、資源循環推進課
	事業部	作業課、廃棄物指導課、環境事業所（中村、守山、天白）
	施設部	施設課、工場課、大江破碎工場
区役所 （千種区、西区、昭和区、守山区）	保健福祉センター	公害対策課（西区のみ）、保健予防課
財政局	契約部	契約課

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- 1 環境教育の取組が着実に実施されているか
- 2 資源分別率の向上に向けた取組が着実に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 適切な予算の執行について（支出事務）

施設課においては、令和 5年度に中村環境事業所の塀改設工事を行っており、施工の支障となることから、工事の一環として塀の付近にあった洗濯室や洗濯土間を撤去した上で、新たに洗濯機置場を設置し、配管工事及び水栓類の設置等を行っていた。なお、工事期間においては、事業所内の別の場所（以下「仮置場」という。）において、給排水工事や電気工事を中村環境事業所が別途行い、洗濯機を移設して、業務に支障をきたさないようにしていた。

中村環境事業所における新設された洗濯機置場を調査したところ、令和 6年 3月に工事は終了していたが、同年 9月の実査日時点において洗濯機は 1台も

設置されておらず、7個の洗濯機用水栓は使用されていない状況であった。

洗濯機置場の新設に係る経緯について施設課に確認したところ、令和5年11月の工事契約に係る入札公告前に中村環境事業所と協議の上で洗濯機置場の新設を決定していた。しかしながら、工事着手後の令和6年1月に中村環境事業所から仮置場の継続使用の相談があり、その場合は洗濯機置場の新設は行わない旨を伝えたとのことである。その後改めて中村環境事業所から新設の意向が伝えられたため、洗濯機置場の新設工事を行ったとのことであった。

一方、仮置場の継続使用について中村環境事業所に確認したところ、令和5年11月の時点で仮置場の継続使用の可能性について施設課に打診し、変更可能期限を提示されたとのことである。その後、期限内に継続使用の相談をしたものの、施設課よりその時点では設計変更は困難であるとの回答があったため、洗濯機置場の新設の意向を伝えたとのことであった。しかしながら、実際の状況としては、仮置場の方が乾燥室に近く、雨天時でも屋根続きで利用できるなど利便性が高かったことから、工事終了後も継続して仮置場を使用しており、新設された洗濯機置場については当面使用する予定はないとのことであった。

現状を踏まえると、仮置場の方が新設された洗濯機置場に比べ職員にとっての利便性が高いことは客観的に明らかであると判断され、仮置場の継続使用にむしろ合理性が認められる。また、このような実態に即して、施設課と中村環境事業所の双方が綿密に調整を行っていれば、洗濯機置場の新設を行うとの結論には至らなかったものと思料される。このことから、今回の洗濯機置場の新設については、必要性に乏しい設備の整備であったと評価せざるを得ず、予算を有効に活用しているとは言い難い。

中村環境事業所においては、工事を行う際にはその必要性や有効性を十分に検討し、判断されたい。

また、施設課においては、実際の使用状況など実情を詳細に把握し、経済性の観点も踏まえて工事の内容を事業所等と協議した上で判断し、適切な予算の執行に努められたい。

（施設課、中村環境事業所）

（2）長期継続契約の締結について（契約事務）

地方自治法によると、普通地方公共団体は、各年度における予算の範囲内で

給付を受けることを条件に、翌年度以降にわたり、電気やガス、水の供給等を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を、長期継続契約として締結することができる」とされている。また、地方自治法施行令等によると、経常的かつ継続的な役務の提供を受け、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保する必要がある契約のうち、履行期間が複数年度にわたるものについて、長期継続契約を締結することができる」とされている。

契約関係書類について調査したところ、履行期間が単年度である契約を、長期継続契約として締結している事例が複数の所属で見受けられた。

各所属においては、地方自治法施行令等に従い、履行期間が単年度の契約については履行年度に契約を締結し、履行期間が複数年度にわたる等要件を満たす契約については長期継続契約として締結するなど、適正に契約事務を行われたい。特に、総務課においては、局の契約事務を所管する立場にあることを踏まえ、適正な契約事務の執行について指導されたい。

(総務課、資源循環企画課、大江破碎工場)

(3) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、払出しの都度決裁を行うとともに、少なくとも 1 日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 金券類等の払出し時に決裁が行われておらず、令和 5 年度以降、補助簿に

記載された金券類等の払出しに係るシステム入力についても、令和 6年 9 月まで全くされていなかったもの（環境企画課（環境学習センター））

イ 令和 6年 2月の払出し処理が漏れていたことなどにより、金券類等出納簿と実数との差異が生じていたもの（中村環境事業所）

環境企画課（環境学習センター）及び中村環境事業所においては、名古屋市会計規則等に基づき金券類等を適正に管理されたい。

なお、環境企画課（環境学習センター）においては、金券類等の払出しの都度決裁が行われるよう補助簿の運用を見直し、所属内に周知徹底された。また、中村環境事業所においては、金券類等出納簿と実数の差異については是正され、必要な措置が講じられた。

(4) 毒物及び劇物の管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）によると、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、毒劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。

また、「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）によると、毒劇物を取り扱う部署においては、毒物劇物危害防止規定（以下「危害防止規定」という。）を定めること、盗難・紛失防止措置として、頑丈な保管庫に、その他のものと区別して保管、施錠すること、保管庫の鍵の管理者を選任し、鍵の管理簿を備えること、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を備え、日常的に使用量及び残量を確認することなどが規定されている。

毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 劇物を複数保管していたが、いずれも毒劇物に該当するという認識がなく、危害防止規定や管理簿等が全く定められておらず、日常的に使用量及び残量を確認することなど毒劇物の管理に求められる措置が講じられていなかったもの（環境企画課（なごや生物多様性センター））
- イ 一部の劇物について、正確な在庫量を把握していなかったもの（大江破碎工場）
- ウ 鍵の管理者以外の者が、保管庫の鍵を使用したものの、鍵の管理簿への記

録がされていない事例が散見されたもの

(大江破碎工場)

環境企画課（なごや生物多様性センター）においては、直ちに危害防止規定や管理簿等を定め、その規定等に基づいて、毒劇物の管理・責任体制を明確にするとともに、盗難・紛失防止措置を徹底し、適正な毒劇物の管理を行われたい。

大江破碎工場においては、毒劇物の正確な在庫量を把握するとともに、鍵の管理簿の運用を徹底するなど、毒劇物の管理を適正に行われたい。

なお、環境企画課（なごや生物多様性センター）においては、危害防止規定や管理簿等が定められるとともに、毒劇物の取扱いについて所属内に周知徹底された。また、大江破碎工場においては、劇物について正確な在庫量を把握するとともに、鍵の管理簿への記載漏れ防止策をとり、この運用について所属内に周知徹底がされ、必要な措置が講じられた。

第6 意見

資源分別の推進について

近年、プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている中、令和 4年 4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、自治体がプラスチック製品を資源として回収できるようになるなど新たな取組が進められている。また、昨今の少子化・高齢化の進行などにより、ごみ・資源の排出や分別が困難な方への支援の必要性の高まりなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化している。

このような状況の中で、本市においては、分別・リサイクルの推進として、令和 5年度に紙製容器包装・雑がみの一括収集を、令和 6年度にプラスチック製容器包装・プラスチック製品（以下「プラスチック資源」という。）の一括収集を開始している。また、国において掲げられた目標などに基づいて、令和 6年 3月に「名古屋市第 6次一般廃棄物処理基本計画」を策定し目標を定めて、ごみ減量・資源化に取り組んでいる（表 1参照）。

近年の取組などにより、紙製容器包装・雑がみ及びプラスチック資源については資源収集量の増加が見られるものの、依然として可燃ごみへの紙製容器包装・雑がみの混入量は約 4万トンあると推計されている（表 2参照）。また、プラスチック資源の分別区分の変更の影響もあり、モバイルバッテリー等の発火するおそれがある不適物が誤ってプラスチック資源に混入する事例が増加しており、リサイクル現場における危険性が増している。こうした中で適切な分別を推進するためには、情報が届きにくい転入者や外国人等に向けた丁寧かつ効果的な広報や地域と連携した周知活動などを更に充実させていくことが求められる。

環境局においては、資源分別率の更なる向上を推進し、「持続可能な循環型都市」を実現するために、対象者に応じたきめ細やかな広報・指導を今後も展開していくとともに、地域で分別指導・啓発に尽力する保健環境委員の意見に耳を傾けつつ、市民や事業者と協働してより一層の取組を進められたい。また、今後の社会経済情勢の変化も踏まえつつ、「分かりやすい・分けやすい」分別区分の見

直しについても、引き続き検討を進められたい。

表 1 名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画における資源分別率の目標

区分	令和 4 年度（実績）	令和12年度	令和22年度
紙製容器包装	29%	40%	40%
雑がみ	8%	20%	40%
プラスチック製容器包装	46%	60%	60%
プラスチック製品	－	30%	60%

表 2 可燃ごみへの紙製容器包装・雑がみの推計混入量の推移

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
混入量	43,988 トン	44,482 トン	44,194 トン	44,496 トン	40,407 トン

第 1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第 2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

健康福祉局（総務課、職員課、監査課、障害福祉部、生活福祉部、健康部、衛生研究所、生活衛生部）（健康福祉局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名		
健康福祉局	総務課、職員課、監査課		
	障害福祉部	障害企画課、障害者支援課、知的障害者更生相談所	
	生活福祉部	保護課、保険年金課、医療福祉課、厚生院	
	健康部	保健医療課、感染症対策課、健康増進課、医療連携推進課	
	衛生研究所		
	生活衛生部	環境薬務課、食品衛生課、食品衛生検査所	
区役所 (千種区、西区、昭和区、守山区)	保健福祉センター	福祉部	民生子ども課、福祉課、保険年金課
		保健管理課（千種区のみ）、環境薬務課（千種区のみ）、健康安全課（西区、昭和区、守山区）、保健予防課	
	支所		山田支所区民福祉課
財政局	契約部	契約課	

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の健康福祉局が所管する公の施設の指定管理者及び健康福祉局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市植田寮	社会福祉法人芳龍福祉会	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	保護課
名古屋市南陽交流プラザ	アクティオ株式会社	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	環境薬務課
名古屋市立第二斎場	太陽・近鉄グループ	令和 6年 4月 1日 ～令和11年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 障害福祉に関する取組が着実に実施されているか
- (2) 債権管理が適正に行われているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、健康福祉局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知された

い。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 国民健康保険料の不納欠損処分について（収入事務）

本市では、債権ごとの調定額、収入済額及び不納欠損額等（以下「調定額等」という。）について、原則として財務会計総合システム（以下「財務システム」という。）で管理しているが、国民健康保険料等、財務システム以外の業務システムで調定額等を管理しているものについては、その合計額を財務システムへ登録する運用としている。

また、債権について、消滅時効の完成により債権が消滅すると不納欠損処分を行うこととなっている。

国民健康保険料に係る不納欠損処分については、年度末までに消滅する債権（以下「消滅債権」という。）が世帯別に示された国民健康保険料欠損調書（報告書）を区保険年金課が確認の上、財務システムへ登録することとなっている。

不納欠損処分に係る事務処理について調査したところ、千種区、西区、昭和区及び守山区保険年金課において、欠損調書に極端に年度の古い消滅債権が見受けられ、既に不納欠損処分を行っている可能性があると考えられたため、不納欠損処分に係る消滅事由を確認したところ不明であった。

消滅事由が不明であった債権について、所管課である生活福祉部保険年金課へ確認をしたところ、国民健康保険システムの不具合により過去に不納欠損処分を行った消滅債権が、再度、令和 5年度欠損調書に一部抽出されており、重複して不納欠損処分が行われていることが判明した。

国民健康保険システムの不具合について、その原因は不明であるとのことだった。

生活福祉部保険年金課においては、国民健康保険システムの不具合の原因を解明し、適正な不納欠損処分を行われたい。（保険年金課）

(2) 領収書の作成について（収入事務）

区保険年金課では、国民健康保険料納付状況証明書（以下「証明書」という。）の交付事務を行っており、証明書の交付にあたり手数料を徴収している。

名古屋市会計規則及び現金出納員事務の手引きによると、現金出納員が現金を領収したときは、領収書を納入者に交付しなければならないとされており、領収書作成時に記載を誤った場合には、当該領収書を書損領収書として取り扱うこととされている。

証明書の交付事務について調査したところ、昭和区保険年金課において、金額を誤って記載した領収書を書損領収書とすることなく、誤った金額を二重線で抹消の上、正しい金額に修正して交付している事例が見受けられた。

領収書の記載事項の修正は認められておらず、とりわけ金額の修正はあってはならないことであることから、記載を誤った領収書については確実に書損領収書とするとともに、正しい内容で改めて作成した領収書を交付するよう徹底されたい。

（昭和区保険年金課）

なお、昭和区保険年金課においては、今後同様の事例が発生しないよう周知徹底が図られ、必要な措置が講じられた。

(3) 前渡金の管理状況について（支出事務）

地方自治法によると、地方公共団体の支出の方法の特例として、資金前渡によることができるとされている。資金前渡とは、職員に現金支払をさせるため、あらかじめ概括的に資金を交付して、債権者に対し現金支払をすることにより円滑な事務事業を確保しようとする制度である。

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿（以下「出納簿」という。）に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月 1 回以上、出納簿と現在金との符合を確認することとされている。また、前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書を作成することとされている。

前渡金の管理状況について調査したところ、厚生院において、以下のような事例が見受けられた。

- ア 資金前渡により現金を受領した後、当該現金で支払わず、職員個人のクレジットカードで支払を行っていたもの
- イ 支払の都度、出納簿への登載をしておらず、また、精算も用務終了後10日以内に行われていなかったもの
- ウ 前記イのとおり、出納簿への登載が遅れていたことにより、出納簿と現金とが一致しない状態であったにもかかわらず、月 1回の符合確認結果を「一致」としていたもの

職員個人のクレジットカードによる支払は、職員に現金支払させるためにあらかじめ現金を交付する資金前渡の制度に沿った運用ではないことから適切ではない。厚生院においては、職員に資金前渡の制度を周知し、交付された現金をもって支払を行うよう徹底されたい。

また、名古屋市会計規則に基づき、支払の都度、出納簿への登載を行い、用務終了後10日以内に精算を行うとともに、毎月 1回以上の符合確認を適正に行うよう徹底されたい。

(厚生院)

(4) 補助金の交付について（支出事務）

本市では、休日や夜間における急病診療対策事業に要する運営経費について一般社団法人名古屋市医師会（以下「補助事業者」という。）に対して補助金を交付している。救急医療体制運営費補助金交付要綱によると、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書に必要書類を添えて事業開始前に市長に申請するものとされ、事業完了後に実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならないとされている。また、補助金の額については、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助するとされている。

補助対象経費の一つに「名古屋市救急医療（時間外等）対策要綱に基づく病院群輪番制病院の運営に必要な経費」があり、眼科・耳鼻咽喉科については、補助事業者から各医療施設事業者に補助金の配分を行っている。令和 5年度病院群輪番制病院運営費補助金交付申請等事務取扱要領によると、眼科・耳鼻咽喉科については、各医療施設事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書及び実績報告書等を、補助事業者を経由して市長あてに提出するも

のとされている。

事務を所管する保健医療課においては、補助事業者から提出される書類とともに、補助事業者を経由して提出される各医療施設事業者からの書類を確認して、補助金の交付事務を行っている。

補助金の交付事務について確認したところ、保健医療課において、実績報告書における補助対象経費の実支出額が補助基準額より少ないにもかかわらず、補助基準額の金額を交付している事例が見受けられた。

保健医療課において、この事例について改めて確認したところ、補助対象経費の実支出額の算出に誤りがあり、結果的に補助基準額を上回ることとなったことから、交付額に誤りはなかったとのことであった。

保健医療課においては、実績報告書の確認を徹底するなど、適正な補助金交付事務に努められたい。また、他の医療施設事業者についても補助金の交付額が正しいか確認を行われたい。

(保健医療課)

(5) 医療費及び医療手当の支給について（支出事務）

予防接種法（昭和23年法律第68号）によると、定期の予防接種等による健康被害の救済措置として、市町村長は、当該市町村に居住する間に接種を受けた者の疾病が当該接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、その疾病について医療を受ける被接種者に対し、医療費及び医療手当の支給を行うこととされている。

予防接種法施行令（昭和23年政令第 197号）によると、医療費の支給額は、診察、手術及び入院等の医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とするとされている。また、医療手当は、月を単位として支給するものとされ、その支給額は、月ごとの医療を受けた日数によって定められている。

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）によると、支給を受けようとする被接種者は、請求書に加えて、医療費については、医療に要した費用の額を証明することができる書類等を、医療手当については医療を受けた日の属する月や医療を受けた日数を証明することができる書類を市町村長に提出することとされている。

事務を所管する感染症対策課においては、被接種者から提出された請求書を審査した上で、厚生労働大臣へ進達し、厚生労働大臣の認定通知に基づいて医療費及び医療手当の支給を決定している。

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害に係る医療費及び医療手当の支給事務について確認したところ、以下のとおり、誤った額を支給していた事例が見受けられた。

ア 本来支給対象とするべき月を含めずに医療手当の支給額を算出したため、過少に支給していたもの

イ 厚生労働大臣による認定の期間外も含めて医療費及び医療手当の支給額を算出したため、過大に支給していたもの

感染症対策課においては、被接種者に対して、過少支給していた事例については追給し、過大支給していた事例については返還を求められたい。また、被接種者から提出された請求書等や厚生労働大臣の認定通知の確認を徹底するなど、支給額の算定を正確に行われたい。

(感染症対策課)

(6) 福祉医療費助成額の算定について（支出事務）

本市では、名古屋市障害者医療費助成条例等に基づき、福祉医療費助成として、医療保険の加入者で一定の条件に該当する障害者等（以下「対象者」という。）に対し、医療費のうち保険診療による自己負担額（高額療養費等の保険給付がある場合はそれを差し引いた額）を助成しており、対象者が愛知県内の医療機関を受診する際に健康保険証とともに医療証を窓口提出すると、医療費の自己負担額が無料となる。対象者がやむを得ない理由により医療証を提示することができずに受診した場合等は、一旦医療機関で自己負担額を支払い、医療機関発行の領収書や保険給付金支給証明書等を添えて区保険年金課又は支所区民福祉課へ申請すれば、対象者に助成費が支給される。

国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）等によると、患者が医療機関にて支払う自己負担額の端数処理は10円単位（10円未満四捨五入）とされている。一方、福祉医療費助成における助成の範囲は、医療費総額に助成割合を乗じた額（円単位）が助成額となる。この結果、領収書金額（自己負担額）より助成額が少なくなる場合が生じる。

各区保険年金課における福祉医療費助成の支給事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 助成額の算定にあたり、差し引くべき保険給付の金額を誤り、助成額が過少となっていたもの (守山区保険年金課)

イ 領収書金額（自己負担額）より助成額が少ない場合に領収書金額を支給し、助成額が過大となっていたもの (昭和区保険年金課)

昭和区保険年金課及び守山区保険年金課においては、誤支給していた事例について適切に対応するとともに、支給にあたっては領収書や保険給付金支給証明書等の金額の確認を徹底するなどして、助成額の算定を正確に行われたい。

なお、守山区保険年金課においては、対象者に対し差額分を支給するとともに、金額確認の徹底について周知がなされ、必要な措置が講じられた。

(7) 委託料の精算について（契約事務）

印紙税法（昭和42年法律第23号）によると、請負契約について契約金額が記載されている契約書の作成者は、その記載された契約金額に応じた印紙税を納付することとされている。また、契約金額を増加させる契約書（以下「変更契約書」という。）については、変更前の契約金額の記載された契約書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更契約書により変更前と変更後の契約金額の差額（以下「変更金額」という。）を明らかにすることができる場合には、変更金額を変更契約書に記載された契約金額とし、変更金額に応じた印紙税を納付することとされている。

食品衛生課では、人とペットの共生事業業務委託として、人とペットの共生サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）運営事業等を業者に委託している。仕様書によると、委託料のうちサポートセンターの運営に要する人件費、事務費及び事業費については精算対象経費とされており、受託者は、精算残金があるときは返納しなければならないとされている。

当該委託契約について調査したところ、事業内容の見直しにより契約金額の増加を伴う契約変更を4度行っており、その都度、受託者が作成した変更契約書には変更前及び変更後の契約金額が記載され、変更金額が明らかであったが、受託者は、変更金額ではなく変更後の契約金額に応じた印紙税を納付したため、

印紙税額が過大となっていた。

また、精算対象経費について、過大となった印紙税額を含めた金額を事務費として計上して精算が行われていた。その結果、変更金額に応じた印紙税額を計上した場合には生じていた精算残金が生じていなかった。

食品衛生課においては、変更金額に応じた印紙税額を計上して精算を行った場合に生じる精算残金について返還を求められたい。（食品衛生課）

(8) 貸付備品の管理について（財産管理事務）

保護課では、名古屋市ホームレス自立支援事業（あつた）、名古屋市ホームレス自立支援事業（なかむら）及び名古屋市一時保護事業の業務運営を業者に委託しており、委託業務の遂行に必要な備品を受託者に無償で貸し付けている。

貸付備品の管理について、名古屋市会計規則によると、物品出納員は、物品を貸し付ける場合には、貸付けを受ける者から預り証を徴取しなければならないとされている。また、当該委託に係る仕様書によると、受託者は委託者から備品の引渡しを受けたときは、委託者に預り証を提出しなければならないとされている。

当該事業における貸付備品の管理状況について調査したところ、受託者から預り証が一切提出されておらず、また、保護課は、受託者に預り証の提出を求めていなかった。

預り証は、貸付けを受けた者が現に備品を預かっていることを証するものであることから、名古屋市会計規則及び仕様書に基づき、受託者に預り証の提出を求め、確実に徴取されたい。（保護課）

なお、保護課においては、預り証を徴取し、必要な措置が講じられた。

(9) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務システムに入力する方法により行うこととされて

いる。また、金券類等の払出しの都度財務システムへ入力することが困難なとき等には、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、払出しの都度決裁を行うとともに、少なくとも 1 日ごとに払出数を取りまとめて財務システムへ入力することとされている。

また、健康福祉局行政監理委員会の重点的取組として、各課長等は、毎月 1 回、金券類は現物と出納簿の現在高が一致しているか等について自己点検を実施することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、厚生院及び衛生研究所において、補助簿に記載された金券類等の出納状況を 1 日ごとに取りまとめて財務システムに入力することなく、後日まとめて入力している事例が多数見受けられ、厚生院では最長 137 日間、衛生研究所では最長 127 日間、財務システムに入力していない期間があった。

また、厚生院及び衛生研究所における毎月の自己点検結果では、金券類等出納簿残高と実数との符合結果を「一致」としていたにもかかわらず、実際には、令和 5 年 4 月から差異が生じていた。

厚生院及び衛生研究所においては、金券類等の管理に関する意識の徹底を図り、適正に管理されたい。また、毎月 1 回の自己点検における符合確認を適正に行うよう徹底されたい。

(厚生院、衛生研究所)

(10) 毒物及び劇物の管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）によると、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、毒劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。

また、健康福祉局は「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）を通知し、毒劇物を取り扱う部署において、毒劇物の貯蔵・取扱いに係る設備の点検方法等の必要な事項を記載した毒物劇物危害防止規定（以下「危害防止規定」という。）を定めること、盗難・紛失防止措置として、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を備え、日常的に使用量及び残量を確認すること等が規定されている。また、現在使用していない毒劇物を保管している場合は、速やかに、適正に処分することも規定されている。

毒劇物の管理状況について調査したところ、食品衛生検査所において、管理している毒劇物のうち半数以上については、管理簿で容器単位でのみ管理はされていたが、日常的な使用量及び残量については管理されていなかった。また、食品衛生検査所が定める名古屋市食品衛生検査所毒物及び劇物管理規定（以下「管理規定」という。）については、健康福祉局の通知に沿った改正が行われておらず、危害防止規定に記載すべき事項とされている点検方法等は記載されていなかった。さらに、一部の毒劇物について、20年以上使用されていないものが保管されていた。

食品衛生検査所においては、速やかに健康福祉局の通知内容に沿うよう管理規定を改正するとともに、改正後の管理規定に基づき、日常的に使用量及び残量を把握できるよう管理方法を改め、盗難・紛失防止措置を徹底されたい。

また、長期間使用されていない毒劇物について、使用する見込みがない場合は、速やかに、適正な処分をされたい。

毒劇物の管理については、健康福祉局による通知の発出後に公表した複数の監査結果においても指摘しているところであり、また、通知が発出されてから一定期間経過していることも踏まえ、全庁的に毒劇物の管理方法を指導する立場にある生活衛生部環境薬務課においては、毒劇物の管理の重要性を改めて周知し、毒劇物の管理が適正に行われるよう努められたい。

（環境薬務課、食品衛生検査所）

(11) 重度障害者福祉タクシー利用券の管理について（行政運営事務）

本市では、障害者の社会参加の促進や通院等の日常生活の利便の向上を目的とし、鉄道及びバスを利用することが困難な障害者に対して、重度障害者福祉タクシー利用券及び重度身体障害者リフト付タクシー利用券（以下「タクシー利用券等」という。）を区福祉課及び支所区民福祉課において交付し、タクシー利用料金の助成を行っている。

名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱等によると、タクシー利用券等について、受払簿により、受払状況を明らかにし、残数管理をすることとされており、当月の交付状況を翌月の10日までに健康福祉局長宛てに報告しなければならないとされている。

タクシー利用券等の管理状況について調査したところ、千種区福祉課において、令和 6年 6月以降の受払簿の作成及び令和 6年 5月以降の交付状況の報告が行われておらず、タクシー利用券等の残数管理が全く行われていなかった。

千種区福祉課においては、要綱等に基づき、受払簿の作成及び交付状況の報告を行い、タクシー利用券等を適正に管理するよう徹底されたい。

また、障害企画課においては、区福祉課からの交付状況の報告を受けるよう徹底されたい。
(障害企画課、千種区福祉課)

(12) 福祉特別乗車券の管理について（行政運営事務）

本市では、障害者等の自立及び社会参加を支援し、障害者等の福祉の増進を図るため、名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則等に基づき、本市に住所を有し、身体障害者手帳等の交付を受けた者で、障害の程度が一定の級に該当する者等及びその介護者に対し、市営交通機関等を無料で利用することができるよう、ＩＣカード形式の福祉特別乗車券及び介護者用乗車券（以下「乗車券等」という。）を区福祉課及び支所区民福祉課において交付している。

また、乗車券等の交付を受けた者が市外転出又は手帳等の資格喪失により乗車券等の交付対象者資格を喪失した場合、市長に乗車券等を返還しなければならないが、区福祉課及び支所区民福祉課は、月次処理として市外転出者及び手帳等資格喪失者に対して、乗車券等の返還勧奨及び廃止処理を行うこととされている。

さらに、乗車券等について、受払簿により、受払状況を明らかにし、残数管理をすることとされており、当月の交付状況を翌月の10日までに健康福祉局長宛てに報告しなければならないとされている。

乗車券等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 月次処理を行っていないかったもの

(ア) 令和 6年 4月以降、市外転出者及び手帳等資格喪失者について処理を一切行っていないかったもの
(千種区福祉課)

(イ) 令和 5年 4月以降、手帳等資格喪失者について処理を一部行っていないかったもの
(西区福祉課)

(ウ) 令和 5年 4月以降、市外転出者について処理を一部行っていなかったもの
(守山区福祉課)

イ 令和 6年 6月以降の受払簿の作成及び令和 6年 5月以降の交付状況の報告
が行われておらず、乗車券等の残数管理が全く行われていなかったもの
(千種区福祉課)

乗車券等については、令和 2年 5月15日に公表した健康福祉局に対する監査結果において、返還及び廃止処理が正しく行われない場合、乗車券等の不正利用につながるおそれがあるとして、各区が適切な事務処理を行うための規定を整備するよう指摘を受け、月次処理を行うこととしたにもかかわらず、今回の監査において不適正な事例が見受けられた。

各所属においては、規則等に基づき月次処理を行うとともに、千種区福祉課においては、受払簿の作成及び交付状況の報告を行い、乗車券等を適正に管理するよう徹底されたい。

障害企画課においては、各所属に対して適正に処理を行うよう指導されたい。また、複数の区で規則等に基づく適正な処理が行われていなかったことから、月次処理の周知がいまだ不十分であると考えられるので、各区に対して改めて月次処理の周知徹底を図られたい。
(障害企画課)

(13) 生活保護に関する事務について（行政運営事務）

ア 被保護者の遺体の葬祭執行について

生活保護法第76条による遺留金品取扱規程（以下「遺留金品取扱規程」という。）によると、区民生子ども課及び支所区民福祉課は、単身世帯の被保護者が死亡した場合、その者の扶養義務者に対し、葬祭を行う意思があるかどうかを確認することとされている。

また、扶養義務者がいない、又は葬祭を行う意思がない場合には、民生委員等が葬祭を行っている。

被保護者の遺体に係る葬祭執行の状況について調査したところ、守山区民生子ども課において、死亡を把握した日から葬祭の執行日までに 164日間を要している事例が見受けられた。

守山区民生子ども課に確認したところ、扶養義務者に対し葬祭を行う意思

があるかの確認をするため、文書や電話で複数回連絡を試みたものの、長期間返答がなく、その結果、葬祭の執行までに時間を要したとのことであった。

また、生活保護業務を所管する保護課は死亡を把握した日から葬祭執行までの期間の目安について定めていなかった。

守山区民生子ども課においては、今回のような事例が今後発生することのないよう、遅滞なく事務処理を行われたい。

また、保護課においては、区が遅滞なく円滑に事務処理を行えるよう、死亡を把握した日から葬祭執行までの期間の目安を定めるなど、取扱いを整理し、各区に周知徹底されたい。 (保護課、守山区民生子ども課)

イ 遺留金品に係る葬祭執行後の事務処理について

生活保護法（昭和25年法律第 144号）によると、被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき等は、葬祭を行う者に対して葬祭扶助として火葬又は埋葬等に係る費用を扶助することができる。区民生子ども課及び支所区民福祉課では、葬祭扶助を行う場合、死者の遺留金品の金額を確定させて葬祭費用に充当し、なお不足する分については、生活保護の葬祭扶助費として支出している。そのため、葬祭事業者による葬祭費用の請求は、区役所からの、遺留金品の充当額と生活保護の葬祭扶助費により支払う額の内訳が確定した旨の連絡を待って行われているのが実情である。

また、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）によると、遺留金品を葬祭費用に充当して、なお残余が生じたときは速やかに相続財産の清算人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産の清算人に引き渡さなければならないとされ、これにより難いときは、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき供託することができるとされている。

さらに、遺留金品取扱の手引によると、遺留金品の処理については、1年以内に処理を完了する、又は相続財産の清算人の選任若しくは供託の手続に入るものとされている。

葬祭執行後の事務処理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

(㊦) 葬祭事業者への連絡が遅れた結果、葬祭執行から葬祭費用の支払が完了するまで長期間を要していたもの

(千種区民生子ども課、西区民生子ども課)

(イ) 残余が生じた遺留金の処理が長期にわたり行われていなかったもの

(千種区民生子ども課、昭和区民生子ども課)

千種区民生子ども課及び西区民生子ども課においては、事務遅滞による支払遅延は行政に対する信用を損なうものであることから、事務の進捗管理を徹底するなど、葬祭費用の支払を滞りなく行われたい。また、千種区民生子ども課及び昭和区民生子ども課においては、残余が生じた遺留金について、生活保護法施行規則等に基づき速やかに処理を行われたい。

なお、各所属においては、必要な事務処理が進められるとともに、今後同様の事例が発生しないよう周知徹底が図られ、必要な措置が講じられた。

ウ 遺留品の管理について

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、遺留金品取扱規程に基づき遺留金品の処理を行っており、遺留金品の有無や処理経過等を遺留金品整理簿に記載して管理を行っている。また、課長補佐は、毎月 1 回以上定期的に、遺留金品整理簿、金庫内の現金及び預金通帳並びに遺留品に関し査閲を行うものとされており、その結果を遺留金品保管一覧により民生子ども課長（支所にあつては区民福祉課長）に報告するものとされている。

遺留品の管理状況について調査したところ、昭和区民生子ども課において、査閲の対象を遺留金のみであると誤認し、その結果、遺留品のみを保管している対象者については査閲を行っておらず、遺留金品保管一覧による民生子ども課長への報告も行っていなかった。

昭和区民生子ども課においては、遺留金品取扱規程に基づき、遺留品を適正に管理されたい。

(昭和区民生子ども課)

なお、昭和区民生子ども課においては、遺留品のみを保管している対象者についても査閲を行うよう改められ、必要な措置が講じられた。

(14) 予防接種実施依頼書発行に係る事務について（行政運営事務）

予防接種法等によると、麻しん、風しん及び結核などのA類疾病に係る定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、被接種者が居住する市町村の長が実施することとされている。

厚生労働省が策定した定期接種実施要領によると、保護者が里帰りしている等の理由により、居住する市町村において定期接種を受けることが困難な者が定期接種を希望する場合には、居住地以外の市町村において定期接種を受けることができるよう、配慮をすることとされている。

本市では、予防接種実施依頼書発行等に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）によると、本市での接種が困難な場合で被接種者が愛知県外の医療機関での接種を希望する場合には、被接種者又はその保護者からの申請に基づき、当該医療機関宛ての予防接種実施依頼書を発行することとされている。また、予防接種実施依頼書の発行にあたっては、申請書及び母子健康手帳の写しに加え、被接種者の住所、年齢等の確認のため、子ども医療証等の写し（以下「医療証等」という。）を提出させることとされている。

予防接種実施依頼書発行に係る事務について調査したところ、千種区、西区及び守山区保健予防課では、申請に際し、事務取扱要領どおり医療証等の提出を必ず求めることとしている一方、昭和区保健予防課では、医療証等の提出がなかった場合には、福祉総合情報システム（以下「福祉システム」という。）による住所、年齢等の確認で申請を受け付けており、区によって市民への対応が異なっていた。

所管課である感染症対策課に医療証等の提出がない場合の取扱いについて確認したところ、福祉システムにより住所、年齢等の確認をした場合には、医療証等の追加提出は不要とのことであった。

区によって市民への対応が異なることは公平性の観点から適切ではないこと、また、福祉システムにより住所等の確認が可能であることから、感染症対策課においては、申請に際し、医療証等の提出を求めるのではなく、福祉システムを活用して確認するよう事務取扱要領を改正し、各区に取扱いを周知されたい。

（感染症対策課）

(15) 外部記録媒体の利用について（行政運営事務）

局区等における情報の保護対策に関する運用要項によると、電子情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、職員は、支給以外の記録媒体を市のネットワークに接続し、又は業務に利用してはならないとされている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、衛生研究所において、個人所有の外部記録媒体（U S B メモリ）を業務に利用している事例が見受けられた。

個人所有の外部記録媒体を利用することは例外なく禁止されていることから、衛生研究所においては、業務には必ず支給された外部記録媒体を利用するとともに、職員が遵守すべき電子情報の保護対策について周知徹底されたい。

（衛生研究所）

(16) 環境薬務業務用タブレット端末について（行政運営事務）

本市では、快適な市民生活の推進を図るため旅館等の営業施設への監視指導等（以下「環境薬務業務」という。）を千種区、中村区、中区及び南区環境薬務課（以下「区環境薬務課」という。）が実施している。

環境薬務業務のうち、環境薬務業務システムに記録された対象施設の情報や過去の監視指導結果等を参考にする場合は、環境薬務業務システムから施設情報等をあらかじめ印刷し、実施していた。そうした中で環境薬務業務を所管する生活衛生部環境薬務課では、ペーパーレス化など業務の効率化を目的とし、外出先から庁内パソコンにアクセスすることで、環境薬務業務システムに記録された情報等の閲覧が可能なタブレット端末を賃貸借契約にて導入し、令和 5 年 8 月より運用を開始した。なお、タブレット端末は、利便性等を考慮して環境薬務業務を実施する職員に 1 人 1 台支給されており、56 台が区環境薬務課で運用されている。

タブレット端末から庁内パソコンにアクセスした日数を確認したところ、令和 6 年 4 月から 10 月において全く利用されていないタブレット端末は 29 台あり、利用日数が 1 日から 5 日のタブレット端末は 20 台であった。これらの利用状況について、生活衛生部環境薬務課に確認したところ、監視指導対象施設の情報を紙に印刷する従来の方法が良いと感じる職員がいることやタブレット端末

のログイン時に動作不具合が発生するため利用に不安を感じる職員がいること等が、利用日数が少ない原因と考えているとのことであった。また、タブレット端末を環境薬務業務以外の用途で利用することについては、区環境薬務課以外の職員が利用する際の設定が煩雑になることや利用時に現状のパスワードに追加でパスワードを入力することが想定され、利便性が悪化するため難しいとのことであった。

令和 6年 4月から10月のタブレット端末の利用状況を踏まえると、タブレット端末の大半が利用されていないと言わざるを得ない。タブレット端末の借入期間がまだ 3年以上残っていることを踏まえ、生活衛生部環境薬務課においては、区環境薬務課と連携し、タブレット端末が利用されるよう取り組まれない。また、支給した大半のタブレット端末が利用されていないことから、他の用途への有効活用についても併せて検討されたい。(環境薬務課)

(17) 結核患者に対する支援について（行政運営事務）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）によると、保健所長は、結核患者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等に、家庭訪問させ処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導を行わせるものとされている。また、厚生労働省通知「結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進について」によると、全ての結核患者及び潜在性結核感染症の者（以下「患者」という。）に対して、再発及び薬剤耐性菌の出現防止や発症の予防のために必要な治療の完了を徹底する必要があることから、治療開始から終了に至るまでの患者に対して服薬支援を切れ目なく行うこととされている。

本市では、在宅で治療を行う患者に対しての服薬支援である地域DOTSの実施方法について「名古屋市結核患者支援（DOTS）推進実施規程」（以下「DOTS実施規程」という。）により定められており、保健センターにおいては個々の患者に対する服薬支援の頻度や服薬支援者、場所、方法を組織的に決定する事例検討会を実施の上、その検討結果が反映された個別支援計画を結核登録票に記載し、それを基に保健師等は地域DOTSを行うこととされている。

患者への服薬支援等の状況について調査したところ、千種区、西区及び守山区保健予防課において、事例検討会における検討結果が反映された個別支援計画を結核登録票に記入していない事例が散見された。

本件については、令和元年 9月13日に公表した健康福祉局に対する監査結果においても指摘しているところであり、これを受けて健康福祉局においては、DOTS実施規程を改正し、事例検討会の検討結果を結核登録票に記入することを明記し、各区へ周知している。

各所属においては、組織的な検討結果に基づいた地域DOTSを確実に行うため、また、担当者の交替時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うために、個別支援計画を結核登録票に記入することは大変重要であることを改めて認識し、DOTS実施規程等に従った結核患者への支援を徹底されたい。

(千種区保健予防課、西区保健予防課、守山区保健予防課)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に行われていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者に対する指摘については、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、健康福祉局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、健康福祉局に対する指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

健康福祉局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 貸付備品の管理について（財産管理事務）

本市では、指定管理者に、施設の管理業務の遂行に必要な備品を無償で貸し付けている。

名古屋市会計規則によると、物品管理者は、備品については、備品小票を付して整理することとされている。また、物品出納員は、物品を貸し付ける場合には、貸付けを受ける者から預り証を徴取しなければならないとされている。

名古屋市植田寮の管理業務に関する基本協定書によると、本市から備品の引渡しを受けたときは、指定管理者は速やかに本市に預り証を提出しなければならないとされている。また、指定管理者が指定管理料で備品を購入する場合は、当該備品の所有権は本市に帰属するものとされ、無償貸付けを受けた備品を更新する場合も、原則として同様に取り扱うものとされている。

貸付備品の管理に関する事務取扱要項（以下「貸付備品要項」という。）によると、指定管理者は、本市に所有権が帰属することとなる備品を取得したときは、速やかにその旨を本市に通知しなければならないとされている。また、破損等により使用不可能となった貸付備品又は使用しない貸付備品（以下「不用備品」という。）があるときは、指定管理者はその旨を本市に通知し、本市が指示する取扱いの方法に従わなければならない。指定管理者が不用備品を廃棄するときは、本市は指定管理者から写真その他の証拠を添えた証明書を提出させること等により廃棄したことを確認することとされている。さらに、指定管

理者は、貸付備品の使用状況に係る毎年 1 回の検査を行い、その結果を本市に報告することとされている。

貸付備品の管理状況について調査したところ、名古屋市植田寮において、以下のような事例が見受けられた。

ア 指定管理者が指定管理料で取得した備品について、備品小票を一切付していなかったもの (保護課)

イ 指定管理者から本市へ預り証が一切提出されていなかったもの (保護課、社会福祉法人芳龍福祉会【名古屋市植田寮】)

ウ 指定管理料で備品を取得した際に、速やかにその旨を本市へ通知することなく、年に 1 回まとめて通知を行っていたもの (社会福祉法人芳龍福祉会【名古屋市植田寮】)

エ 不用備品について、本市の指示を受けることなく、指定管理者の判断で廃棄していたもの (社会福祉法人芳龍福祉会【名古屋市植田寮】)

オ 指定管理者から備品を廃棄した旨の報告を受けているにもかかわらず、証明書を提出させるなど、廃棄したことの確認を行っていなかったもの (保護課)

カ 使用状況に係る検査が実施されていなかったもの (社会福祉法人芳龍福祉会【名古屋市植田寮】)

(指定管理者分)

社会福祉法人芳龍福祉会においては、基本協定書及び貸付備品要項に基づき、貸付備品の適切な管理を徹底されたい。

(健康福祉局関係分)

保護課においては、備品小票の貼付などを確実に行うとともに、指定管理者に対し、貸付備品の管理に関する手続について、改めて周知及び指導を行い、貸付備品の適切な管理を徹底されたい。

第6 意見

障害福祉に関する取組の推進について

本市では、障害者基本法に基づき、令和 6年 3月に「名古屋市障害者基本計画（第 5次）」が策定され、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けて、障害を理由とする差別の解消や権利擁護の推進、障害者の雇用・就業に関する支援の拡充や障害者を支援する人材の育成・確保など、重点的に取り組む施策が掲げられている。

障害を理由とする差別の解消や権利擁護の推進については、障害者等から相談を受け、関係機関と連携しつつ差別の解消を図るために「障害者差別相談センター」を設置しているほか、事業者に対し折り畳み式スロープ等の購入費用を助成することなどにより、障害者への合理的配慮の提供を支援する取組を行っている。こうした取組を行っているところではあるが、全国で虐待を受けた障害者が過去最多を更新しており、令和 5年度は本市においてもその数が増加している（次表参照）。また、令和 5年 6月に開催された名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において障害者への差別発言問題が発生していることなどから、本市職員の人権意識の向上を図ることはもとより、市や事業者、市民が一体となり障害を理由とする差別の解消や権利擁護に向けた取組を一層推進する必要がある。

障害者の雇用・就業に関する支援については、「障害者就労支援センター」などを設置して、障害者に対する求職活動支援や職場定着支援等に取り組むほか、「ウェルジョブなごや」において、企業からの相談支援や職場定着支援等に取り組んでいるところである。そうした中、愛知県内の民間企業における令和 6年 6月 1日現在の障害者の実雇用率は2.36%と法定雇用率 2.5%を下回っている。また、障害者就労支援センターなどが職場定着支援を実施した対象者の令和 5年度における就職から 1年後の定着率は89.1%となっており、1割以上の方が短期間で離職していることから、障害者の就業機会の確保はもとより職場への定着も含めた障害者や企業に対する支援の充実に取り組む必要がある。

障害者を支援する人材の育成・確保については、外国人介護人材等を初めて雇用する事業所に対し、1人目の雇用にかかる費用を助成するなど、事業所に対す

る支援を通じて人材の確保を図るとともに、事業所職員の資格取得等に係る費用の助成による人材の育成などにも取り組んでいるところである。障害者の置かれた状況やニーズが多様化していく中、そうした声に的確に応え、きめ細かなサービスの提供が求められるが、介護人材等が慢性的に不足していることから、人材の育成・確保について既存の助成制度の更なる周知などに取り組む必要がある。

健康福祉局においては、様々な課題の解決に引き続き取り組むことにより、名古屋市障害者基本計画に掲げられた「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現を目指されたい。

表 全国及び本市における障害者虐待件数の推移

区 分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全 国	2, 202件	2, 400件	2, 693件	3, 079件	3, 477件
名古屋市	51件	65件	66件	59件	102件

(注) 養護者による虐待件数と障害者福祉施設従事者等による虐待件数の合計

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市植田寮（所在地：天白区植田山二丁目 101番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人芳龍福祉会
- ・ 所 在 地：中村区名駅南二丁目 9番22号
- ・ 指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・ 指 定 管 理 料：422,405千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市植田寮の入所者に係る生活扶助の実施等に関する事
- ② 名古屋市植田寮の使用料の徴収に関する事
- ③ 名古屋市植田寮の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

入所者数	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
救護施設	51人（108人）	49人（108人）	41人（108人）
更生施設	41人（112人）	31人（112人）	28人（112人）

（注 1）いづれの年度も年度末時点の数値である。

（注 2）括弧内は、入所定員数である。

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	422,405	管理運営費	408,464
その他	3,218	（人件費含む）	
収入合計	425,623	支出合計	408,464

2 名古屋市南陽交流プラザ（所在地：港区東茶屋三丁目 123番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：アクティオ株式会社
- ・ 所 在 地：東京都目黒区東山一丁目 5番 4号 KDX中目黒ビル 6階
- ・ 指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・ 指 定 管 理 料：39,657千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 南陽交流プラザを一般の利用に供すること
- ② 南陽交流プラザの施設の使用の許可に関すること
- ③ 南陽交流プラザの施設の使用料の徴収に関すること
- ④ 南陽交流プラザの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設利用者数	46,805人	61,012人	66,637人
施設利用件数	3,443件	3,967件	4,237件

（注）施設利用者数及び利用件数は、ワクチン接種会場利用分を除いた一般利用分のみである。

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	39,657	管理運営費	39,927
自動販売機収入	68	（人件費含む）	
その他	201		
収入合計	39,927	支出合計	39,927

3 名古屋市立第二斎場（所在地：港区東茶屋三丁目 123番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：太陽・近鉄グループ
- ・ 代 表 者 名 称：太陽築炉工業株式会社
- ・ 代表者所在地：福岡市博多区東公園 6番21号
- ・ 指定管理期間：令和 6年 4月 1日～令和11年 3月31日
- ・ 指 定 管 理 料：280,000千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 第二斎場を一般の利用に供すること
- ② 第二斎場の使用の許可に関すること
- ③ 第二斎場の使用料の徴収に関すること
- ④ 第二斎場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
火葬件数	11,682件	12,291件	12,377件
会葬者数	100,903人	109,577人	116,551人

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	280,000	管理運営費 (人件費含む)	279,283
収入合計	280,000	支出合計	279,283

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

消防局（消防局関連事務を担当する財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
消防局	総務部	総務課、職員課、施設課、消防団課
	予防部	予防課、規制課
	消防部	消防課、指令課
	救急部	救急課、救急救命研修所
	本部機動部隊、消防航空隊	
	消防署（昭和、中川、緑）	
財政局	契約部	契約課

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- 1 地域防災力の向上に向けた取組が着実に実施されているか
- 2 救急救命体制の充実に yönelik 取組が着実に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理して

いる事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、財産の買入れにあつては、予定価格が 160万円を超えない場合には少額の随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 同じ品目の物品の購入について、あらかじめ年間の購入数量を把握した上でまとめて契約することが可能であったにもかかわらず、年 3回に分けて契約していたもの（救急課）

件名	契約年月日	納入期限	金額	契約先
救急業務用資器材（消防隊用AEDパッド）の購入	令和 5年 6月 8日	令和 5年 6月30日	1,567,500円	A社
	令和 5年 9月 8日	令和 5年 9月30日	1,567,500円	
	令和 6年 3月13日	令和 6年 3月31日	1,567,500円	
合計			4,702,500円	

イ 契約年月日及び納入期限が近接又は同一であるにもかかわらず契約を分割
していたもの (救急課、救急救命研修所)

(事例1 救急課)

件名	契約年月日	納入期限	金額	契約先
救急業務用資器材（A EDパッド等）の購入	令和 5年 7月 3日	令和 5年 7月14日	286,132円	B社
	令和 5年 7月18日	令和 5年 7月31日	297,935円	
合計			584,067円	

(事例2 救急課)

件名	契約年月日	納入期限	金額	契約先
救急車（救急南1）の マーキングシールの製 作及び貼付	令和 6年 1月19日	令和 6年 2月29日	285,780円	C社
	令和 6年 1月31日	令和 6年 2月29日	205,920円	
救急車（救急大同1） のマーキングシールの 製作及び貼付	令和 6年 1月24日	令和 6年 2月29日	285,780円	
	令和 6年 2月 5日	令和 6年 2月29日	205,920円	
合計			983,400円	

(事例3 救急救命研修所)

件名	契約年月日	納入期限	金額	契約先
救急救命士養成教育用 資器材収納庫の購入	令和 6年 1月16日	令和 6年 3月29日	173,932円	D社
救急救命士再教育用資 器材収納庫の購入	令和 6年 1月17日	令和 6年 3月29日	173,932円	
合計			347,864円	

ウ 予定価格が30万円を超えるにもかかわらず、他の事業者から見積りを辞退
されたとの理由で、1者からしか見積書を徴取していなかったもの
(救急課)

(事例1)

件名	契約年月日	納入期限	金額	契約先
救急車のマーキングシー ルの製作及び貼付（救急 本部5、6）	令和 5年 4月12日	令和 5年 5月15日	1,408,000円	C社

(事例2)

件名	契約年月日	納入期限	金額	契約先
救急車のマーキングシールの製作及び貼付（救急本部2）	令和 5年10月27日	令和 5年11月30日	638,000円	C社

救急課及び救急救命研修所においては、経済性の観点から、契約を一つにまとめられたい。その結果、予定価格が入札を実施すべき金額となる場合には、入札方式により契約手続を実施されたい。

また、予定価格が30万円を超える少額の随意契約を締結する場合には、競争性の観点から、2者以上の者から見積書を徴取するよう徹底されたい。

さらに、作為的に契約を分割していると疑われかねない不適切な事例が複数見受けられたことから、局の契約事務を所管する総務課においては、局内全体に対して競争性や経済性の観点も含めた適正な契約手続に関する意識の向上を図られたい。
(総務課)

(2) 消防機械器具に係る指定点検の実施について（財産管理事務）

消防装備管理規程及び消防装備管理事務処理要綱（以下「規程等」という。）によると、消防機械器具（消防車、消防舟艇及び放水器具など）について点検を行い、その結果を記録し、簿冊を整理、保管しなければならないとされている。また、点検のうち、機能保全のために特に時期及び内容を指定して行う指定点検については、1か月点検、6か月点検及び器具年次点検に区分され、点検結果は点検表に記録し、消防装備管理者（署長）に報告することとされている。なお、点検結果の報告については、消防署長以下代決規程運用基準によると、主管課長までの報告にとどめることができるとされている。

消防機械器具に係る指定点検の実施状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 点検表が作成されておらず、点検が実施されているか確認することができなかったもの
(昭和消防署、緑消防署)
- イ 点検表は作成されていたものの、課長補佐までしか報告をしていなかったもの
(昭和消防署)

昭和消防署及び緑消防署においては、指定点検を実施した際には、規程等に基づき点検表を確実に作成されたい。また、昭和消防署においては、点検結果について主管課長への報告を漏れなく行うよう徹底されたい。

所管課である施設課においては、点検表の作成及び報告の確実な実施について、全消防署に対して周知徹底されたい。（施設課）

(3) 貸付備品の管理について（財産管理事務）

予防課では、防火管理研修センターの業務運営を業者に委託しており、委託業務の執行に必要な備品を受託者に無償で貸し付けている。

貸付備品の管理について、名古屋市会計規則によると、物品出納員は、物品を貸し付ける場合には、貸付けを受ける者から預り証を徴取しなければならないとされている。また、当該委託に係る契約書によると、受託者は委託者から備品を借り受けたときは、委託者に預り証を提出しなければならないとされている。

防火管理研修センターにおける貸付備品の管理状況について調査したところ、受託者から預り証が提出されておらず、また、予防課は、受託者に預り証の提出を求めているなかった。

預り証は、貸付けを受けた者が現に備品を預かっていることを証するものであることから、名古屋市会計規則及び契約書に基づき、受託者に預り証の提出を求め、確実に徴取されたい。（予防課）

なお、予防課においては、預り証を徴取し、必要な措置が講じられた。

(4) 救急救命士の教育訓練用資器材に係る経費の分担について（行政運営事務）

本市は、愛知県、岐阜県及び三重県（以下「三県」という。）との間で救急救命士養成教育に関する協定を締結し、本市が三県下の消防本部から研修生を受け入れ、救急救命研修所において救急救命士国家試験の受験資格を取得するための教育訓練を実施している。また、本市及び三県との間で別途締結された教育訓練用資器材に関する覚書（以下「覚書」という。）によると、教育訓練に必要な資器材に係る経費については、教育訓練を受ける研修生一人当たり160,000円として、人数に応じて本市及び三県が分担することとされている。

救急救命研修所における教育訓練用資器材に係る経費の収支について調査したところ、資器材購入に係る支出が分担金による収入を上回っており、支出超過分については本市のみが負担している状況であった。なお、覚書には、支出が収入を超過した場合又は収入が支出を超過した場合の経費の精算については規定されていない。

救急救命研修所においては、教育訓練に必要な資器材に係る経費の分担が本市及び三県で公平となるよう、覚書の見直しについて三県と協議されたい。

(救急救命研修所)

第6 意見

1 救急救命体制の充実について

救急出動件数及び搬送人員は、全国的に増加傾向にあり、令和 5年は過去最多となっている（図 1参照）。本市においても同様に、救急出動件数及び搬送人員は増加傾向にあり、令和 6年は過去最多を更新する見込みとなっている（図 2参照）。また、本市における 119番通報から医療機関への搬送完了までの平均所要時間は、全国平均よりも短くなっているものの延伸傾向にあり（次表参照）、さらに、今後も高齢者人口の増加に伴う救急出動件数の増加が想定されていることから、救急現場や医療機関への救急車の到着時間の延伸が懸念される。

こうした状況の中、本市では、複数の医療機関に対して一斉に傷病者の受入照会ができるようスマートフォンアプリの活用を令和 5年 1月から開始し、また、救急需要の高い昼間時間帯に稼働する救急隊を同年 4月に 2隊、令和 6年 4月に 1隊増隊しており、救急活動の効率化・体制強化の取組を進めている。さらに、急な病気など 119番通報すべきか判断に迷った際の電話相談窓口となる救急安心センターなごや（＃7119）の運用が令和 6年 7月から開始され、救急搬送が必要な方には 119番通報を促し、不要な方に対しては適切なタイミングでの病院受診の案内などを行うことにより、救急車の適正利用に一定の効果が見られる。

しかしながら、今後も救急需要の増加が避けられない状況において、真に救急搬送を必要とする方の対応に万全を期し、救命率の向上を図るためには、＃7119の更なる周知により救急車の適正利用を推進するのみならず、他局と連携の上、熱中症やヒートショックなどの発生予防に係る取組に努めて救急需要増加の緩和を図ることが求められる。

緩和を図ってもなお増加が見込まれる救急需要に迅速かつ的確に対応できるよう、医療機関への一斉受入照会や昼間時間帯に稼働する救急隊の効果的な運用などに引き続き取り組み、救急救命体制の更なる充実を図られたい。

図 1 全国の救急出動件数及び搬送人員の推移

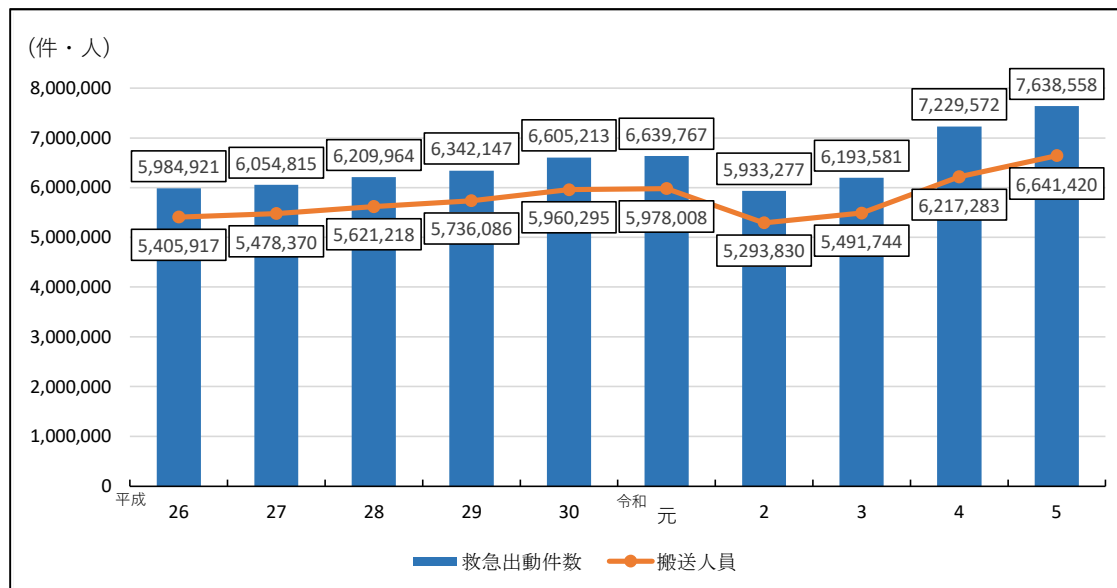
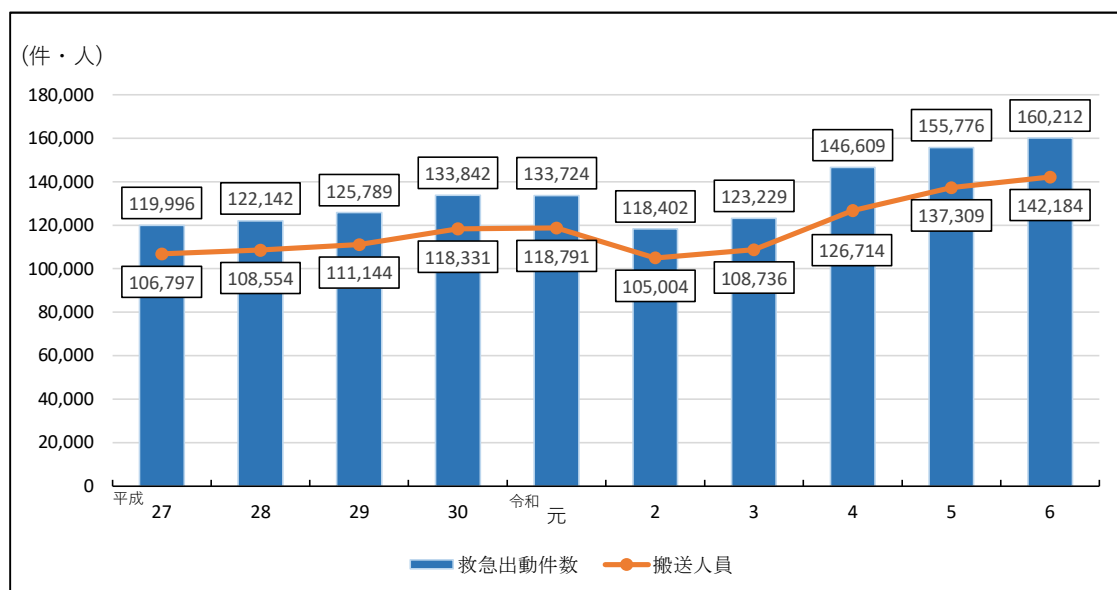


図 2 本市の救急出動件数及び搬送人員の推移



(注) 令和 6年の救急出動件数及び搬送人員は、速報値を記載

表 119番通報から医療機関への搬送完了までの平均所要時間

区 分	令和元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
本 市	31.1分	31.4分	32.6分	35.5分	34.5分
全国平均	39.5分	40.6分	42.8分	47.2分	45.6分

(注) 小数点以下第 2位を四捨五入

2 適正な会計事務の執行について

消防局では、契約事務を始めとする会計事務を適正に行うことを目的として、会計事務担当の職員を対象に基礎的な研修を毎年行っているものの、今回の監査では、作為的に契約を分割していたと疑われかねない事例が見受けられたことから、局内での取組の効果が十分に発揮されず、法令や規則に基づいて事務を行う意識が希薄となっていたことがうかがえる。また、他都市との経費分担が公平となっていなかった事例については、歳入確保や経費節減に努める意識が十分に浸透していないことが懸念される。

消防局においては、今回の監査結果を踏まえ、研修内容を充実させるなど職員一人ひとりの意識向上を図り、適正な事務の執行に努められたい。また、他都市との経費分担については、今後も愛知県との消防学校の共同設置が予定されていることなどから、その検討の際には、局全体としてコスト意識を持って取り組まれたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局（工事）

（環境局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 安全に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 9月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査では、環境局における令和 5年10月 1日から令和 6年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	481	30	6.2	51,797	47,018	90.8
委託	515	13	2.5	100,008	177	0.2

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 建築設備等の維持管理について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。

また、消防法（昭和23年法律第 186号）では、事業場等で収容人員が一定以上の防火対象物の所有者等は、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を防火管理者に行わせなければならないとされており、火災予防条例では、防火扉^(注1)などの防火設備は常時閉鎖又は作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。

「環境局施設建築物等定期点検業務委託」では、建築基準法に基づいて28施

設における防火設備や非常用の照明装置^(注 2)などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書等を確認したところ、11施設で火災発生時に防火扉が完全に閉鎖しない箇所や、非常用の照明装置が点灯しない箇所があるなど改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。さらに、9施設において複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

防火扉などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(施設課)

(注 1) 防火扉

火災の延焼又は拡大を防ぐために開口部に設ける扉

(注 2) 非常用の照明装置

停電時に機能する照明

(2) 消防用設備等の維持管理について（維持管理業務）

消防法によると、防火対象物の所有者、管理者又は占有者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないとされている。

「環境局施設消防用設備等点検業務委託」では、消防法に基づいて38施設における自動火災報知設備^(注 1)などの消防用設備等の定期点検を行っていた。点検報告書等を確認したところ、なごや生物多様性センターで自動火災報知設備の感知器や発信機^(注 2)の機器不良など、改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。さらに、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

自動火災報知設備の不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(施設課)

(注 1) 自動火災報知設備

火災による煙や熱を感知器等で感知し、火災の発生を建物内の人に知らせる設備

(注 2) 発信機

火災を発見した人がボタンを押すことで火災の発生を知らせる設備

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

上下水道局（工事）

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止等に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 9月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査では、上下水道局における令和 4年10月 1日から令和 6年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,567	114	4.4	210,355	41,059	19.5
委託	1,722	24	1.4	37,923	2,239	5.9

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

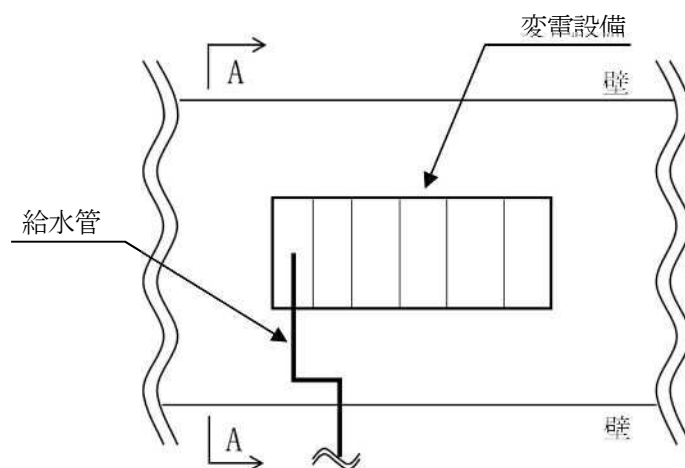
1 指摘

(1) 適正な給水管の設計について（設計）

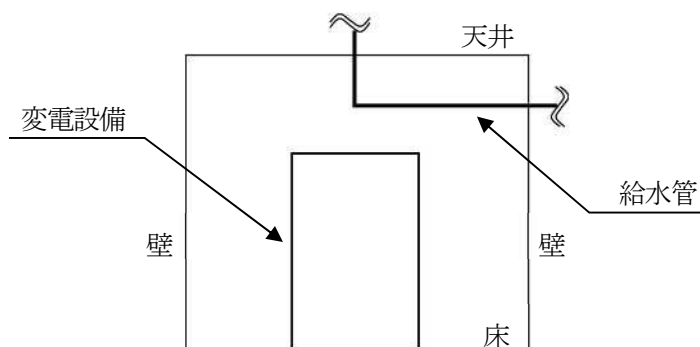
火災予防条例（以下「条例」という。）によると、全出力20キロワットを超える変電設備で、屋内に設けるものの位置の基準は、水が浸水し、又は浸透するおそれのない位置に設けることとされている。

また、建築機械設備設計基準では、建築機械設備の設計は、本基準によるほか、国土交通省が定める建築設備設計基準（以下「基準」という。）によるとされている。基準では、水損により行政機能等に著しい悪影響を及ぼす室には、水系配管を行わないとされており、やむを得ず水系配管を行う場合は、水損対策を講ずることとされている。

「南部営業センター（仮称）建築機械設備工事」では、新築建物内に給水管等を設置する設計となっていた。設計図書を確認したところ、別途工事で設置された全出力 375キロワットの変電設備がある室において、水損対策を講じずに、給水管を変電設備の直上に設置する設計となっていた。なお、現地調査したところ、給水管は、設計と同様に変電設備の直上に設置されていた。



平面概念図（設計）



A-A 断面概念図（設計）

当該給水管については、地震による破損や経年劣化により漏水し、直下にある変電設備に水がかかると、火災や感電事故発生のおそれがあるため、条例や基準に適合するよう是正されたい。

また、今後同様の設計にあたっては、条例や基準に適合した設計とするよう改めて局内に周知されたい。（施設課）

なお、当該給水管については、指摘に基づき令和 6年12月に、条例や基準に適合するよう是正が行われた。

(2) 適正な間接工事費の算定について（積算）

水道用設計積算基準によると、工事費は、材料費や労務費等からなる直接工事費のほか、共通仮設費及び現場管理費からなる間接工事費などで構成されている。このうち間接工事費については、対象額に所定の間接工事費率及び施工地域を考慮した補正係数を乗じる率計算などにより算定することとされている。この補正係数は、本市の市街地^(注)が施工箇所に含まれる場合の「大都市」や車線変更を促す規制を行う場合の「一般交通影響あり」などの適用条件に応じて定められており、複数の適用条件に該当する場合には、適用優先に従い補正係数を決定することとされている。なお、適用優先が最も高いものは、「大都市」とされている。

「中川区島井町地内富田幹線改良工事」では、水道管を開削工法により設置する設計となっていた。設計書を確認したところ、適用条件の「大都市」に該当していたにもかかわらず、「大都市」の補正係数ではなく、他の補正係数を使用して間接工事費を算定しており、結果としてその費用が過小となっていた。

水道工事の間接工事費の算定にあたっては、水道用設計積算基準に基づき、適用条件の該当有無を十分確認し、間接工事費を算定するよう改めて局内に周知されたい。

（配水設計課）

（注）市街地

施工地域が人口集中地区及びこれに準ずる地区で、人口集中地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が1平方キロメートルに4,000人以上で、隣接した地域を合わせた人口が5,000人以上となっている地域

第6 意 見

適正な設計及び積算に向けた取組について

本市の上下水道事業は、これまで 110年以上にわたり、ライフラインとして市民生活や社会活動を支えてきた。今後も、安定した上下水道サービスを継続するためには、昭和40年代から50年代に集中的に整備した施設等の老朽化に対し、計画的な改築・更新が必要である。改築・更新にあたっては、発注者として工事の安全性や品質を確保するために、関連法令や各種設計基準等に基づいた適正な設計や積算を行うことが求められる。

今回の監査では、新築建物の給水管を変電設備の直上に設計した事例や公道等に管を埋設する設計において間接工事費の算定を誤った事例が見受けられた。これらの背景には、職員の基準等に対する認識不足や思い込みによる確認不足があると思料される。このような誤りが施設の供用開始の遅れや機能喪失などにつながるおそれがあることも踏まえ、適正な設計や積算に向けた取組を実施することが望まれる。

上下水道局においては、職員の基準等に関する知識を深めるとともに、確認不足等による誤りを是正できるよう、O J Tの推進や設計照査方法の改善など実効性の高い組織的なフォロー体制の強化に取り組まれない。

また、研修等を通じて職員の能力の維持・向上を図り、人材育成に努めているところではあるが、更なる効果的な研修の実施に努められたい。併せて、職員自らの技術習得への意識高揚を図るなど自律的な学びを促進させるとともに、デジタル技術等を活用した学習環境の整備を推進するなど効率的かつ効果的な人材育成に努められたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公立大学法人名古屋市立大学

（事務所所在地：瑞穂区瑞穂町字川澄 1番地）

総務局

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 6 市の交付金は適正に執行されているか
- 7 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 8 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された公立大学法人名古屋市立大学（以下「名市大」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名市大に対する財政援助団体等監査に併せて、総務局所管の事務のうち、

名市大に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

名市大においては、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、総務局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、総務局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 債権の管理について（収入事務）

名市大には、診療費に係る債権のほか、補助金、受託研究及び財産貸付などに係る債権がある。

公立大学法人名古屋市立大学債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）によると、債権の管理は、経理責任者である各課室長が行うものとされており、債権が発生した場合には、必要な事項を、適時かつ適切に帳簿等に記載又は記録しなければならないとされている。

また、入金記録に基づいて、適時かつ適切に債権との照合及び未収記録の抹消処理（以下「消込処理」という。）を行わなければならないとされているほか、債権の内容を変更すべき事実が生じた場合には、適時かつ適切に債権の変更内容を帳簿等に記載又は記録しなければならないとされている。

このほか、毎月、入金の期限を経過した債権（以下「未収金」という。）について内容を調査し、未収金の状況を的確に把握するものとされており、半期ごとに未収金の回収計画を策定するとともに、会計責任者である事務局長に未収金の状況を報告するものとされている。

さらに、未収金に関する督促を、督促状等をもって行うこととされており、債権に関する事項については経理総括責任者である財務課長と連絡調整の上、未収金の回収に努めなければならないとされている。

なお、請求に当たって、各課室の経理責任者が管理する適切な入金先口座がない場合には、入金先口座として財務課が管理する口座を指定しているとのことである。

補助金、受託研究及び財産貸付などの収入に係る債権管理について調査したところ、債権管理規程はあったものの、具体的な手順を定めたマニュアル等が存在しなかった。

また、上記収入に係る債権計上一覧表において、令和 5年度末時点で未収となっているものが 194件あり、財務諸表上の未収金額と債権計上一覧表上の未収金額に差異が見受けられ、以下のような状況となっていた。

ア 債権が重複しているものや消込処理が行われていないものなどが84件あり、古いものでは平成19年度から計上されたままとなっていた。これにより、債権計上一覧表上の未収金額が29,844,251円誤っていたほか、財務諸表上の未収金額が 769,910円過大となっていた。

イ 入金されずに未収となっているものが64件 9,784,951円あり、古いものでは平成24年度に計上されていた。しかしながら、財務課及び各課室が未収であることを把握しておらず、その結果、回収計画の策定や督促なども行われていなかった。また、財務課が所管する口座を入金先口座に指定していたものについて、財務課及び各課室の役割や入金確認方法が整理されていなかった。

名市大では、債権管理に係るルールや組織的なチェック体制が整備されておらず、長期間にわたって多数の債権が適時かつ適切に管理されていなかった。このため、まずは速やかに債権の状況について総点検を実施した上で、マニュアル等を作成するとともに、組織的に管理する仕組みを構築し、債権管理を適正に行われたい。

(2) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名市大の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を行った後に、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、

振込先への送金が行われるものとなっている。

名市大のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、財務課において、振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された 1つの利用者 I Dを担当者 3名で共用しており、システム上は誰が操作したか分からない状況となっていたほか、担当者 3名それぞれが振込登録及び振込承認を一人で行っていた。また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された利用者 I Dを共用し、さらに、振込登録及び振込承認を一人で行うことは、誰が操作したかという履歴が残らず、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができるため、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、振込登録又は振込承認を行う職員それぞれに個別の I Dを割り当てるとともに、各 I Dには振込登録のみ又は振込承認のみの権限を付与するよう改められたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(3) 単価を定める契約に係る事務手続について（契約事務）

公立大学法人名古屋市立大学会計規程（以下「会計規程」という。）及び公立大学法人名古屋市立大学契約事務手続要綱によると、競争入札に付する場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするとされている。

さらに、入札参加者に必要に応じて積算内訳書を作成させることができ、落札者となるべき者に対して提示を求め、その確認を行った上で落札決定を行うものとされているほか、必要があると認める場合は、積算内訳書を提出させることができるとされている。

みどり市民病院管理課（旧名古屋市立大学緑市民病院大学病院化推進室）において契約している看護補助者に関する労働者派遣契約について調査したところ、本契約は、総額による一般競争入札を行った上で、落札者となったA社との間で職種ごとの単価を定めた契約書を交わし、勤務実績に応じて支払額を確定させるものであった。

しかしながら、落札金額の積算根拠を確認しておらず、契約書の単価には予

定価格を設計するために事前にA社から徴取した見積書の単価を記載していたことにより、契約書の単価に予定数量を乗じた金額（124,407,040円）が、落札金額（122,659,190円）を超過する状態となっていた。

なお、勤務実績が予定数量に及ばなかったため、実際の支払総金額は落札金額を下回っていた。

みどり市民病院管理課においては、必要に応じて落札金額の積算根拠を確認し、落札金額と齟齬のない適正な金額で契約書を作成されたい。

また、今回のような契約では、入札参加者に積算内訳書を作成させ、落札者となるべき者の積算内訳書を確認した上で、落札決定を行うことが望ましいと思料されるため、今後は入札過程での積算内訳書の確認を検討されたい。

契約事務を所管する財務課においては、同様の事例が発生しないよう、適正な入札・契約事務手続について各所属に周知されたい。

(4) 業務実態に合わない契約方法について（契約事務）

会計規程によると、契約は一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとされている。

みどり市民病院経営課において、毎月契約している「外注検査委託料（第2区分）随契」のうち、8月1日から8月31日までを契約期間とするものについて調査したところ、以下の状況であった。

ア 検査項目や数量が契約期間前には定まらず、金額が確定しないとの理由により、契約期間終了後に請求書や納品書とともに受領した見積書を用いて、日付を遡って契約決裁を作成しており、正式な契約手続を経ることなく事業者に検査業務を履行させていた。

イ 本来であれば6月分や7月分の契約に基づいて請求されるべき13件が、検査工程に時間を要したこと等により、8月分である本契約において請求されていた。

みどり市民病院経営課においては、業務実態と合うよう契約方法を見直されたい。

(5) 兼業及び兼職の許可について（その他事務）

公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程（以下「兼業規程」という。）によると、役職員が兼業又は兼職を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を受けなければならないとされている。

兼業及び兼職に係る手続について調査したところ、兼業及び兼職の開始予定日以降に兼業依頼書（兼業許可申請書）が提出されていたものが複数見受けられた。

兼業及び兼職に係る手続は、職務の遂行に支障をきたすおそれがないこと等を確認するための重要な手順であり、平成30年 2月19日に公表した名市大に対する監査結果においても同様の事例を指摘しているところである。適正な手続に加えて、兼業規程の趣旨についても改めて周知されたい。

(6) 患者預り金の管理について（その他事務）

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院医事会計における預り金管理に関する内規（以下「預り金管理に関する内規」という。）によると、預り金を受け付けたものは、直ちに患者預り金口座へ入金することとされている。

また、医事課長は、患者預り金口座への入出金の都度、預り金出納帳に記帳し、預り金の手許有高と帳簿残高との照合をしなければならないほか、月末において、預り金出納帳と患者預り金口座の实在高との照合をしなければならないこととされている。

みどり市民病院において、預り金の管理状況を調査したところ、受け付けた預り金のうち、当月末までに返金請求のない預り金については、翌月に患者預り金口座へ入金する運用がされており、実査日（令和 6年10月29日）時点で26,000円が医事課金庫内に保管されていた。

また、預り金出納帳ではなく表計算ソフトで管理されており、さらに、医事課長による月末における实在高との照合も実施されていなかった。

預り金は、患者に属する財産であることから、厳重に管理がなされるとともに、帳簿等との照合も実施する必要がある。

みどり市民病院においては、預り金管理に関する内規に従い、預り金を適正に管理されたい。

第6 意見

統括機能の強化について

名市大では、令和 3年度に東部医療センター及び西部医療センターを開設したほか、令和 5年度にはみどり市民病院及びみらい光生病院を開設するとともに、データサイエンス学部を新設し、名古屋市立中央看護専門学校の看護学部への統合を行ったところである。また、令和 7年 4月には、名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院の医学部附属病院化により、6病院 2,223床という全国の国公立大学病院で最大級の病床を有する法人となり、一連の附属病院化に区切りを迎える。

こうした中、今回の監査において、各病院共通の委託業務であるにもかかわらず、病院間で契約方法が異なり、中には実態と合わない契約方法を採用している事例が見受けられた。また、補助金、受託研究及び財産貸付などの収入に係る債権管理においては、組織的なチェック体制やマニュアル等の整備がなされないまま各課室に管理が委ねられており、入金がされていないことを誰も把握していない事例も見受けられた。

こうした状況から、短期間のうちに組織が急速に拡大している一方で、法人全体としてのルールや事務の統一化が追い付いておらず、各事務を統括すべき部署による統制も十分に機能していないことがうかがわれる。また、医薬品・医療材料等の調達事務において、物品の共通化や共同購入によって経費の削減に努めている点は評価できるものの、その他の各病院で共通する事務などにおいては、効率化・合理化の余地があるものと思料される。

名市大においては、今後病院情報システムの更新などに伴い、システムの統一化等を予定しているところであるが、今一度、法人全体の事務について、効率化・合理化の観点から見直しを行うとともに、統制上の不備がないかを分析した上で、マニュアルや組織的な管理体制の再整備を行い、統括機能の強化を図られたい。

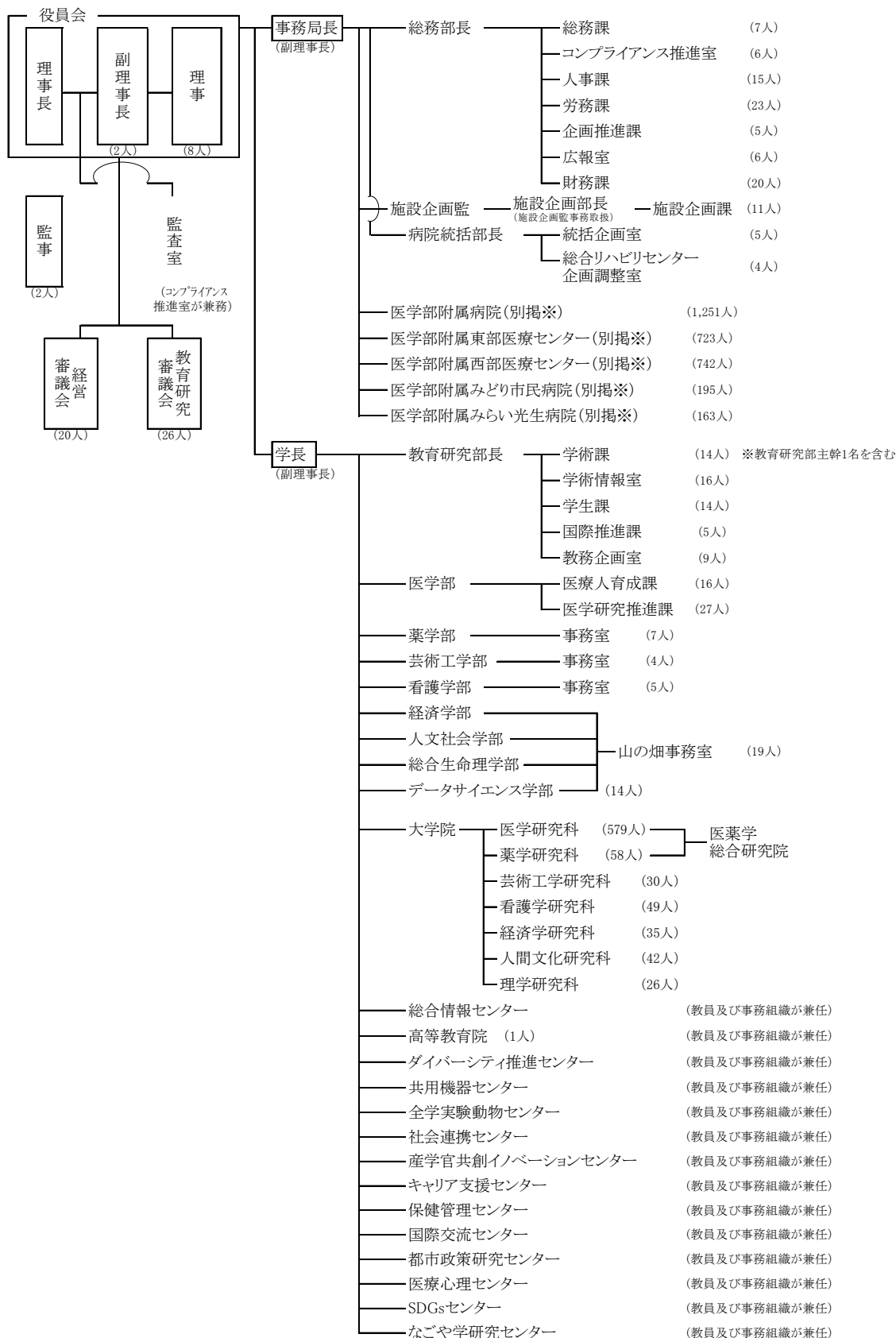
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：公立大学法人名古屋市立大学
- ・所 在 地：瑞穂区瑞穂町字川澄 1番地
- ・資 本 金：1,139億 8,109万円（本市出資額は1,139億 8,109万円であり、出資割合は100%）（万円未満の端数を切り捨てた。）
- ・主な事業内容：①市立大学の設置及び運営、②学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助、③法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動、④公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供、⑤地域社会及び国際社会における、市立大学における教育研究の成果の普及及びその活用の促進、⑥上記の業務に附帯する業務等
- ・職 員 数：5,952人（契約職員等 1,802人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

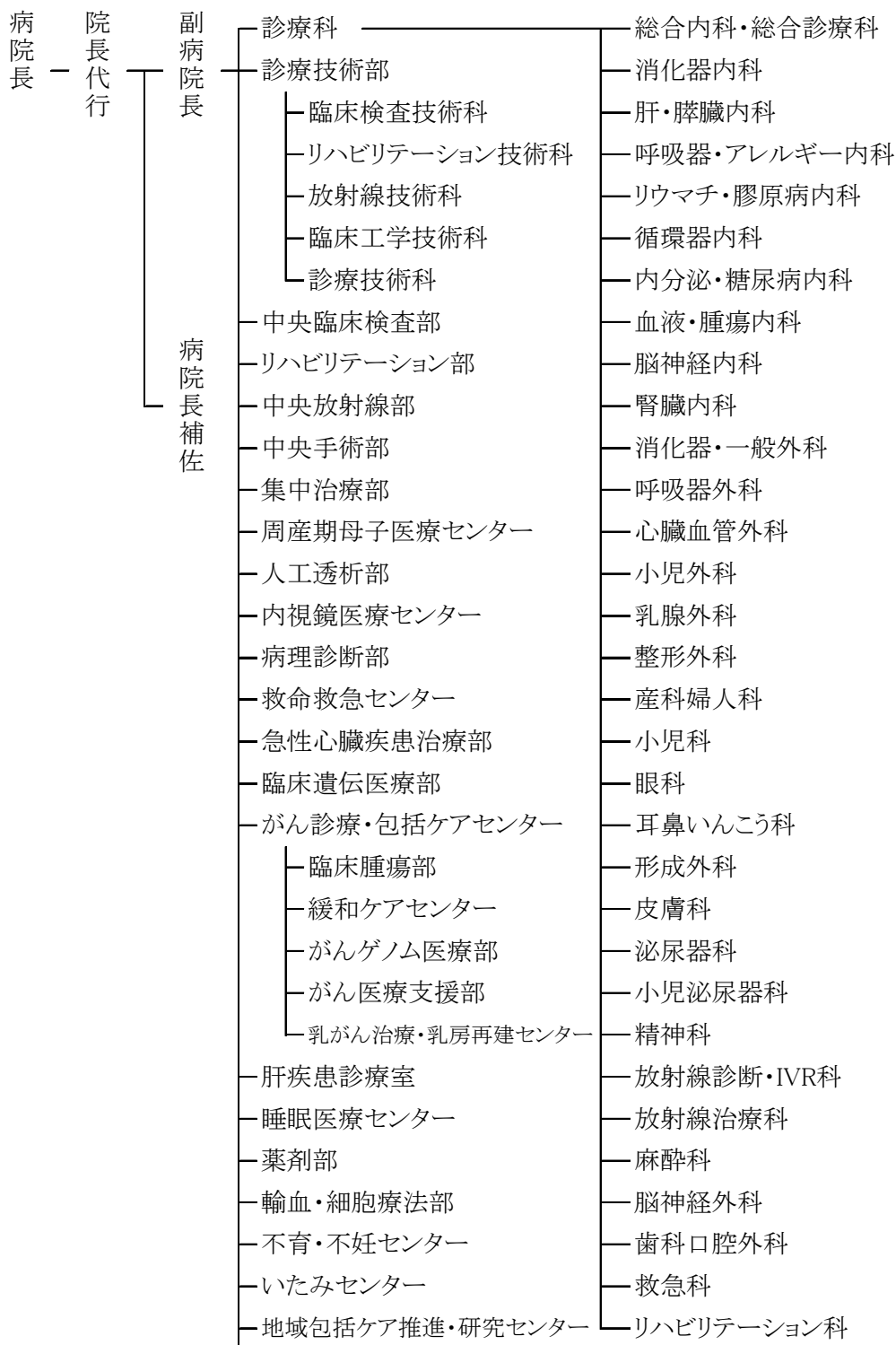
機構図

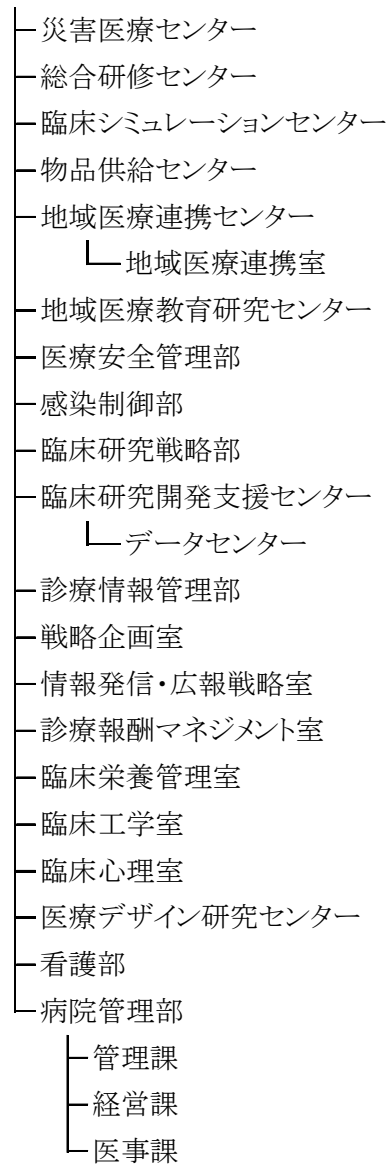
(令和 6年 3月31日現在)



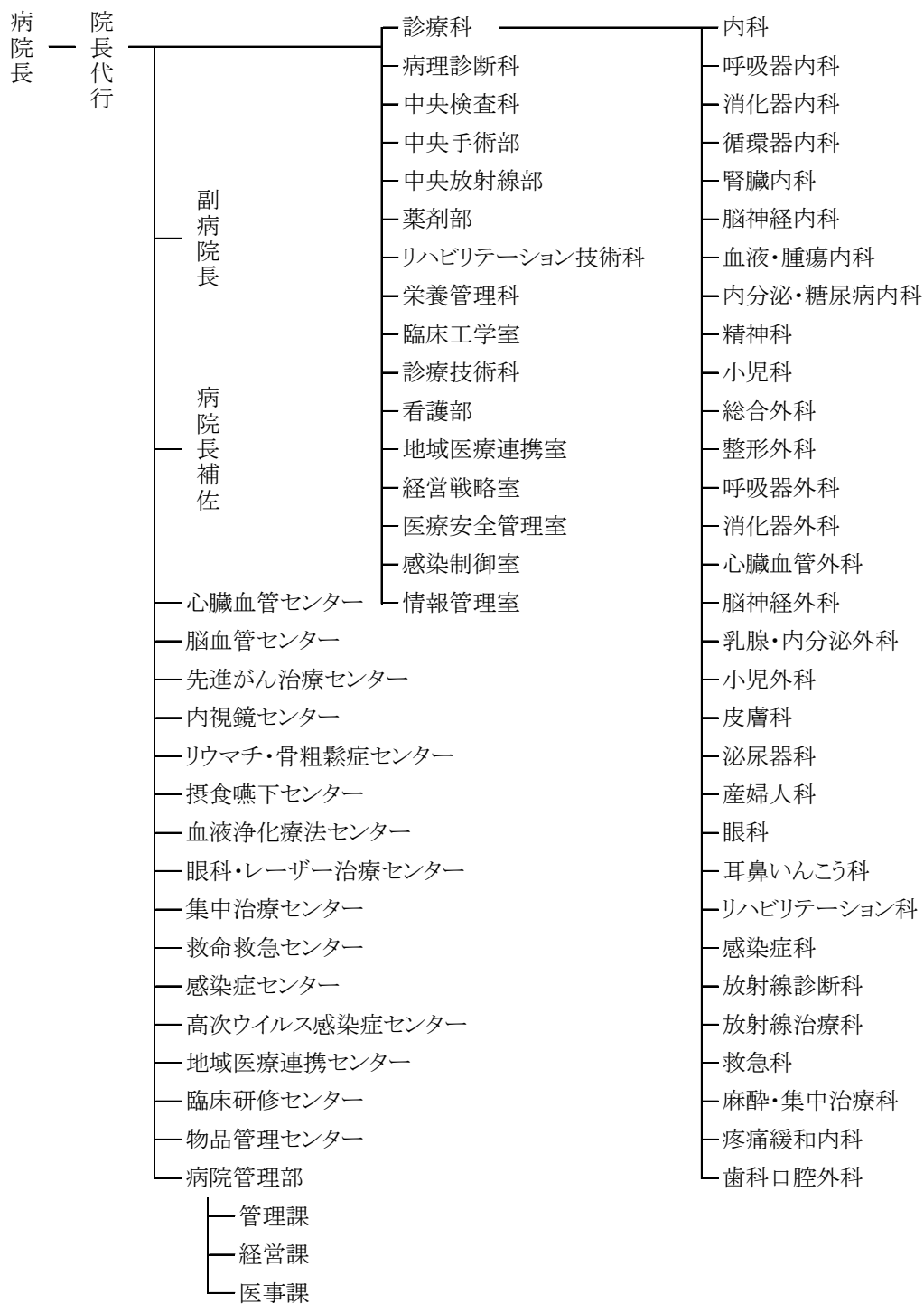
(注) 契約職員等 1,802人を除く人数を記載している。

※ 医学部附属病院

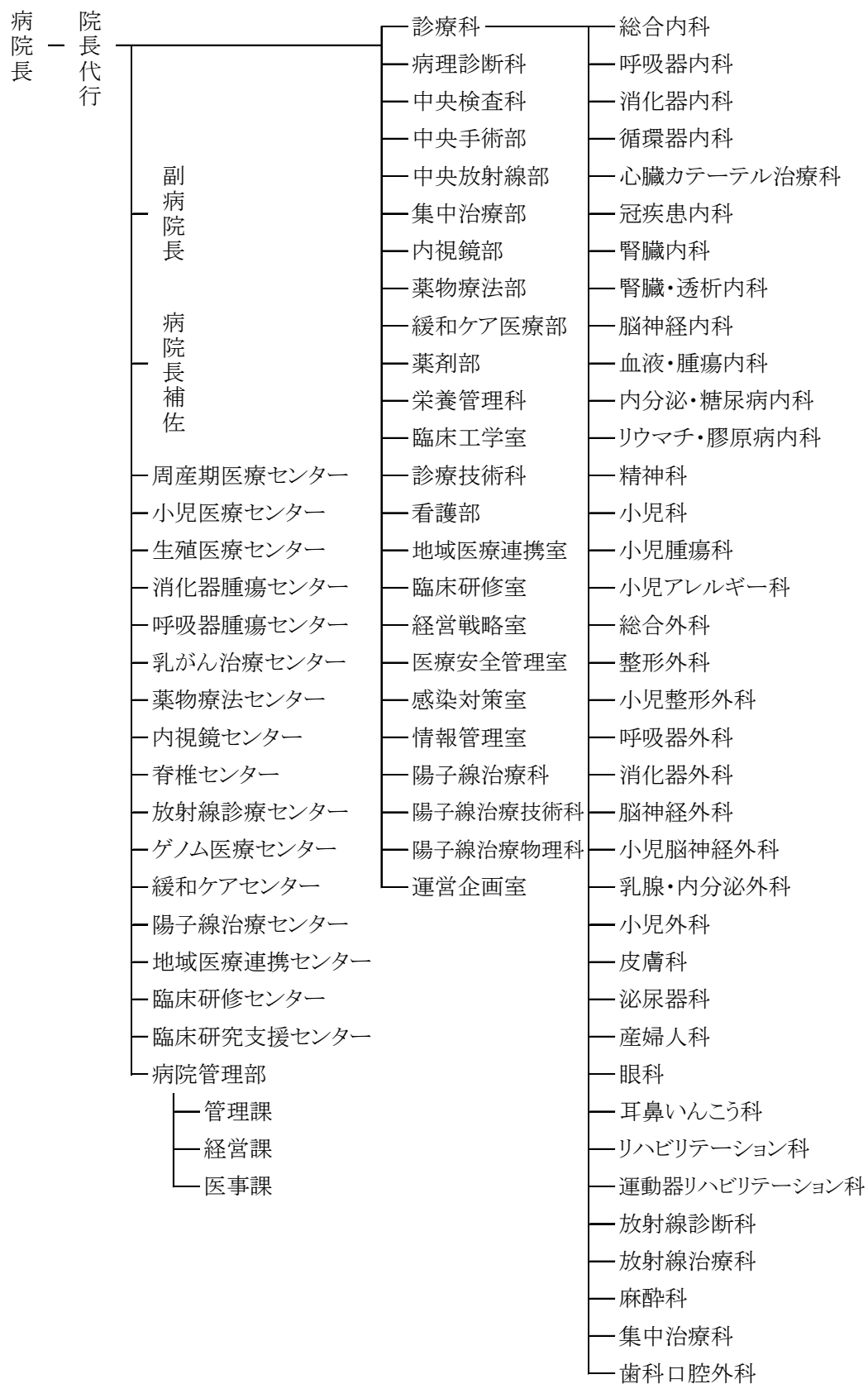




※ 医学部附属東部医療センター



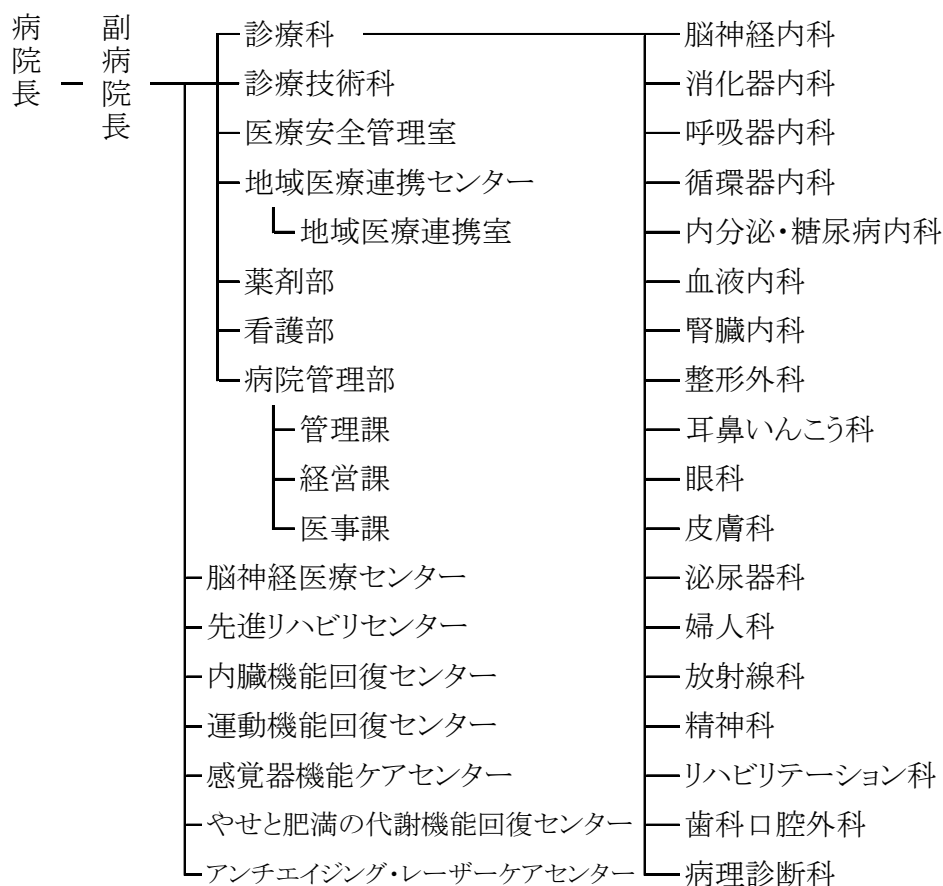
※ 医学部附属西部医療センター



※ 医学部附属みどり市民病院



※ 医学部附属みらい光生病院



2 本市からの財政援助等（令和 5年度）

- (1) 補助金 42億 115万円（公立大学法人名古屋市立大学施設整備費等補助金等）
 - (2) 交付金 146億 1,050万円（公立大学法人名古屋市立大学運営費交付金）
 - (3) 貸付金残高 100億 7,277万円（公立大学法人名古屋市立大学施設整備費貸付金）
- （注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 5年度）

(1) 学部及び大学院

令和 5年度にデータサイエンス学部を新設するとともに名古屋市立中央看護専門学校の看護学部への統合を行い、8学部、大学院 7研究科を有する。学生数は、学部 4,120人及び大学院 813人である。（令和 5年 5月 1日現在）

(2) 医学部附属病院

名古屋市立大学病院、東部医療センター及び西部医療センターのほか、令和 5年度には名古屋市立緑市民病院及び名古屋市厚生院附属病院をみどり市民病院及びみらい光生病院として附属病院化しており、5つの附属病院群として、2,143床の病床をいかして、高度急性期から慢性期医療までの多種多様な医療を提供している。

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
	千円
経常費用	93,629,805
業務費	91,819,845
教育経費	1,074,582
研究経費	2,103,683
診療経費	43,721,046
教育研究支援経費	365,483
受託研究費	774,194
共同研究費	183,609
受託事業費	333,093
役員人件費	146,968
教員人件費	12,240,740
職員人件費	30,876,444
一般管理費	1,785,941
財務費用	23,336
支払利息	23,336
雑損	681
経常収益	92,164,698
運営費交付金収益	13,480,344
授業料収益	2,573,036
入学金収益	410,256
検定料収益	98,381
手数料収益	36
附属病院収益	67,690,245
受託研究収益	901,194
共同研究収益	191,235
受託事業等収益	881,921
寄附金収益	942,600
補助金等収益	3,528,084
施設費収益	653,301
研究関連収入	208,333
その他の業務収益	21,893
財務収益	3,543
受取利息	2,548
受取配当金	995
雑益	580,289
財産貸付料収入	223,503
その他	356,786
経常損失	△ 1,465,107
臨時損失	192,064
臨時利益	18,177,474
当期純利益	16,520,303
目的積立金取崩額	376,555
当期総利益	16,896,859

（注）千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 6年 3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
I. 固定資産		I. 固定負債	
1. 有形固定資産		長期繰延補助金等	1,127,839
土地	35,275,742	長期寄附金債務	876,504
建物	46,614,700	長期借入金	7,484,618
構築物	915,645	退職給付引当金	33,857
車両運搬具	352	長期リース債務	725,487
工具器具備品	19,348,958	長期資産除去債務	40,315
図書	5,940,293	固定負債合計	10,288,622
美術品・収蔵品	20,770	II. 流動負債	
建設仮勘定	4,186,132	寄附金債務	2,461,602
有形固定資産合計	112,302,595	前受受託研究費	210,531
2. 無形固定資産		前受共同研究費	137,120
特許権	19,400	前受受託事業費等	7,007
ソフトウェア	255,660	前受金	171,273
その他	107,896	科学研究費助成事業等預り金	418,614
無形固定資産合計	382,958	預り施設費	2,475,524
3. 投資その他の資産		預り補助金等	498,574
投資有価証券	354,375	一年以内返済予定長期借入金	2,588,156
長期貸付金	13,460	未払金	13,235,910
差入保証金	363	未払消費税等	8,351
破産再生更生債権等	138,548	預り金	599,697
徴収不能引当金	△ 138,548	賞与引当金	7,656
投資その他の資産合計	368,199	リース債務	358,540
固定資産合計	113,053,753	流動負債合計	23,178,561
II. 流動資産		負債合計	33,467,183
現金及び預金	20,807,154	純資産の部	
未収附属病院収入	12,232,921	I. 資本金	
徴収不能引当金	△ 87,673	地方公共団体出資金	113,981,096
棚卸資産	22,560	資本金合計	113,981,096
医薬品及び診療材料	1,659,966	II. 資本剰余金	
前払費用	90,358	資本剰余金	25,745,781
未収金	5,040,245	減価償却相当累計額	△ 53,356,986
貸付金	18,800	減損損失相当累計額	△ 348
その他	79,785	利息費用相当累計額	△ 5,667
流動資産合計	39,864,118	除売却差額相当累計額	△ 453,155
		資本剰余金合計	△ 28,070,376
		III. 利益剰余金	
		前中期目標期間繰越積立金	936,226
		教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	15,430,003
		積立金	263,096
		当期末処分利益	16,896,859
		利益剰余金合計	33,526,185
		IV. 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	13,783
		評価・換算差額等合計	13,783
		純資産合計	119,450,687
資産合計	152,917,871	負債純資産合計	152,917,871

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財政援助団体等監査（出資団体監査）

名古屋市住宅供給公社

（事務所所在地：西区浄心一丁目 1番 6号）

住宅都市局

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の名古屋市住宅供給公社が指定管理者として管理する公の施設及び住宅都市局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管
改良住宅・コミュニティ住宅・更新住宅36施設	名古屋市住宅供給公社	令和 4年 4月 1日 ～令和 8年 3月31日	住宅部 住宅企画課
定住促進住宅39施設			

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 6 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

- 7 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- 8 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された名古屋市住宅供給公社（以下「供給公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、供給公社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、供給公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、公認会計士に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、既に必要な措置が講じられたため、その内容を記載した。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名古屋市住宅供給公社インターネットバンキング利用要綱によると、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を利用者が行い、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を管理者又は使用責任者が行うこととされている。また、支払事務の流れとしては、振込登録後に振込承認を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

供給公社のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上は、振込登録を総務課の担当者が、振込承認を総務課長又は経理係長が、それぞれ分担して行っていたとのことであった。一方で、システム上は、管理者である総務課長の I D に振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、一人で支払ができる状況となっていた。

振込登録及び振込承認の両方の権限が一人に付与されていると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、不正な振込を助長するおそれがあるため、総務課長に付与されている振込登録の権限を削除されたい。

なお、供給公社において、総務課長に付与されていた振込登録の権限を削除したことを、住宅都市局住宅企画課が確認しており、必要な措置が講じられた。

(2) 小切手の管理について（支出事務）

小切手法（昭和 8 年法律第 57 号）によると、小切手には振出人の記名捺印が必要とされている。また、名古屋市住宅供給公社財務会計規程によると、供給公社の行う支払は、原則として取引金融機関を支払人とする小切手をもってするとされている。さらに、供給公社の取引金融機関である三菱 U F J 銀行の当座勘定規定によると、当該銀行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当該銀行が交付した用紙を使用することとされており、取引に使用する印鑑は、あらかじめ届け出なければならないとされている。

供給公社の小切手の管理状況を調査したところ、使用中及び未使用の状態の小切手帳が総務課内にある鍵付きキャビネット内に保管されていたものの、当該キャビネットは、業務時間中は常時開錠された状態であり、誰でも容易に小切手帳を取り出せる状態となっていた。さらに、小切手帳の使用済及び未使用の冊数等について、帳簿での管理が行われていなかった。

なお、小切手を振り出す際には、使用する都度必要事項を記入し、総務課長が管理している銀行印を押印しているとのことであった。

小切手が誰でも容易に取り出せる状態になっていると、不正な振出しにつながりかねないため、小切手帳を施錠できる金庫等で保管するとともに、全ての小切手帳の冊数等を帳簿で把握するなど、厳正に管理されたい。

なお、供給公社において、令和 6 年 12 月末をもって小切手の使用を廃止し、

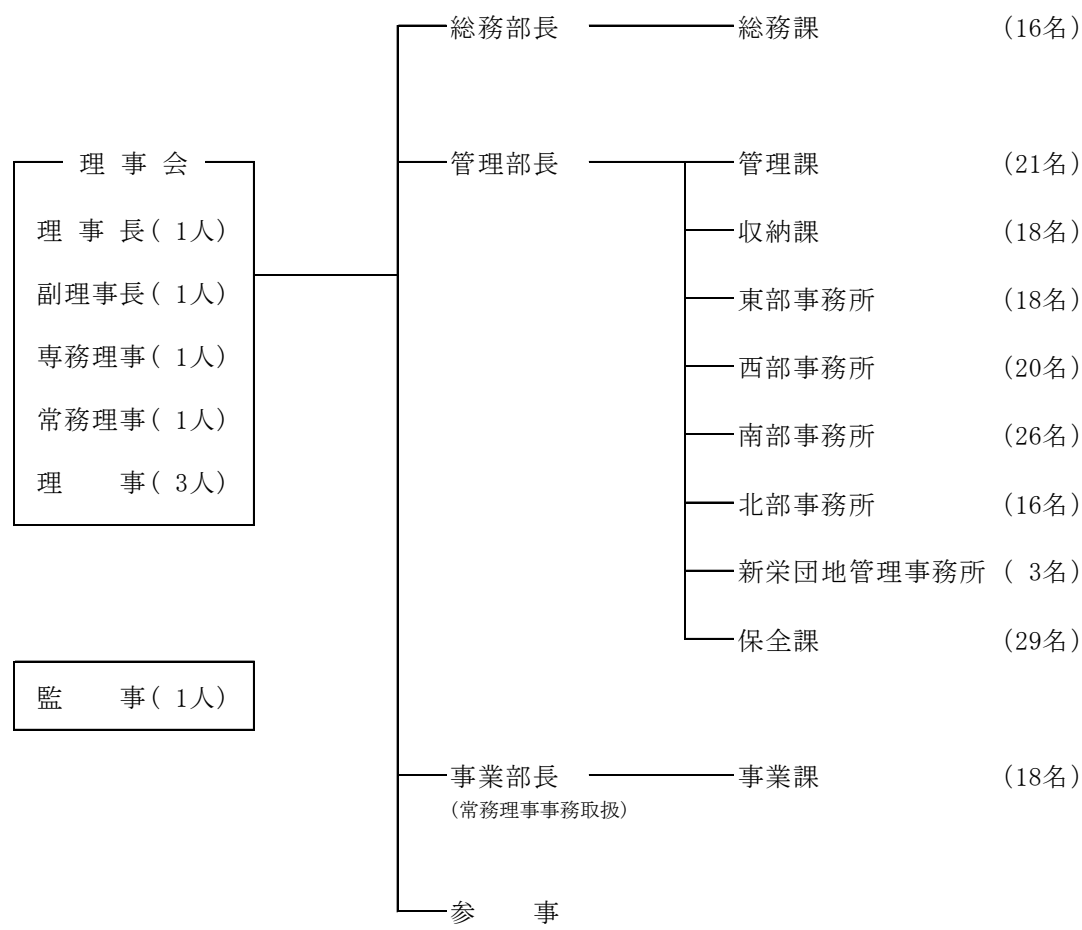
既存の小切手帳については廃棄したことを、住宅都市局住宅企画課が確認しており、必要な措置が講じられた。

《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・ 名 称：名古屋市住宅供給公社
- ・ 所 在 地：西区浄心一丁目 1番 6号
- ・ 基 本 財 産： 5,000万円（本市出資額は 5,000万円であり、出資割合は 100%）
- ・ 主な事業内容：①住宅の積立分譲、②住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、③住宅の用に供する宅地の造成、管理及び譲渡、④住宅の建設と一体として行う商店、事務所等の建設、賃貸その他の管理及び譲渡等
- ・ 職 員 数： 188人（嘱託員 102人を含む。）
- ・ 機 構 図：次図のとおり

機構図 (令和 6年 3月31日現在)



2 本市からの財政援助等（令和 5年度）

- (1) 補助金 164万円（特定優良賃貸住宅子育て支援補助金及び要安全確認計画記載建築物耐震改修事業補助金）
- (2) 指定管理料 14億 4,753万円（市営住宅及び定住促進住宅の指定管理）
- (3) 貸付金残高 124億 2,534万円（賃貸住宅・店舗建設資金、定住促進モデル住宅・店舗・事務所建設資金及び事業運営資金）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 5年度）

(1) 市営住宅管理等事業

名古屋市営住宅、定住促進住宅及び附帯する共同施設の保全業務、収納事務、募集事務及びその他管理事務等

(2) 公社賃貸住宅等管理事業

公社賃貸住宅の管理及び入居促進策の実施、専用店舗等の管理、収納事務等

(3) マンション管理サポート等事業

大規模修繕工事等コンサルティング業務受託、分譲住宅管理、再開発施設管理等受託、名古屋市との主な連携施策であるマンション管理適正化の推進や住宅確保要配慮者の入居の円滑化等

4 決算状況

(1) 正味財産増減計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
	千円
事業収益	12,793,326
賃貸管理事業収益	1,501,780
マンション管理サポート等事業収益	96,266
受託事業等収益	11,195,279
事業原価	12,606,759
賃貸管理事業原価	1,372,728
マンション管理サポート等事業原価	89,191
受託事業等原価	11,144,840
一般管理費	41,753
事業利益	144,812
その他経常収益	19,791
その他経常費用	102,348
経常利益	62,255
特別利益	66,061
特別損失	77,487
当期純利益	50,829

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表（令和 6年 3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	4,113,315	次期返済長期借入金	441,468
未収金	142,869	未払金	3,160,007
前払金	15,793	前受金	2,446
その他流動資産	70,885	預り金	219,057
貸倒引当金	△ 11,399	その他の流動負債	118
流動資産合計	4,331,465	流動負債合計	3,823,098
固定資産		固定負債	
賃貸事業資産	14,712,287	長期借入金	11,983,874
その他事業資産	66,310	預り保証金	985,155
有形固定資産	546,146	繰延建設補助金	143,135
無形固定資産	17,775	引当金	1,167,555
その他の固定資産	2,613,651	固定負債合計	14,279,720
貸倒引当金	△ 7,256	負債合計	18,102,818
固定資産合計	17,948,915	資本の部	
		資本金	50,000
		剰余金	
		利益剰余金	4,127,562
		剰余金合計	4,127,562
		資本合計	4,177,562
資産合計	22,280,381	負債及び資本合計	22,280,381

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋高速道路公社

（事務所所在地：北区清水四丁目17番30号）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 6 経営健全化に向けた取組は適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された名古屋高速道路公社（以下「道路公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、道路公社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、道路公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、公認会計士に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、既に必要な措置が講じられたため、その内容を記載した。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名古屋高速道路公社インターネットバンキング利用規定によると、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を利用者が行い、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を管理者又はその業務を代行する者が行うこととされている。また、支払事務の流れとしては、振込登録後に振込承認を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

道路公社のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上は、振込登録を経営課の担当者 2名が、振込承認を経営課長などの役職者 3名が、それぞれ分担して行っていたとのことであった。一方で、システム上は、担当者 2名が振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された 1つのIDを共用しており、役職者 3名は振込承認のみの権限が付与された 1つのIDを共用していた。そのため、各担当者は一人で支払ができる状況となっていたほか、各担当者及び各役職者の誰が操作したか分からない状況となっていた。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されたIDを共用していると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、さらに、誰が操作したかという履歴が残らないことから、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、各担当者に振込登録のみの権限が付与された個別のIDを割り当てるよう改めるとともに、各役職者にも個別のIDを割り当てるよう改められたい。

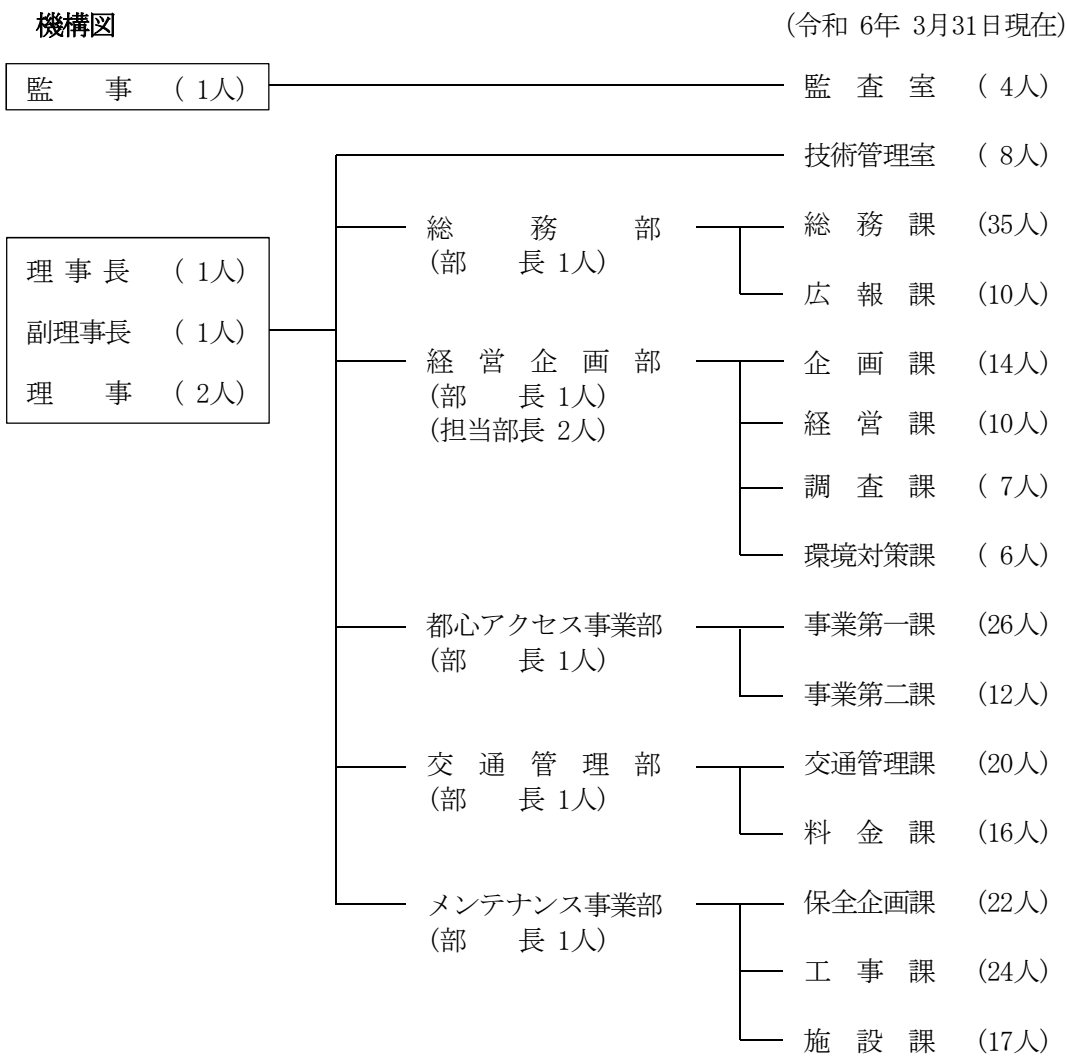
なお、道路公社において、インターネットバンキングの振込登録のみの権限が付与されたIDを各担当者に、振込承認のみの権限が付与されたIDを各役

職者に割り当てたことを、住宅都市局街路計画課が確認しており、必要な措置が講じられた。

《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・ 名 称：名古屋高速道路公社
- ・ 所 在 地：北区清水四丁目17番30号
- ・ 基 本 財 産： 3,216億 6,800万円（本市出資額は 1,608億 3,400万円であり、出資割合は50%）
- ・ 主な事業内容：①高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理、②国等の委託に基づく、指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理、③高架下利用の駐車場等の建設及び管理等
- ・ 職 員 数： 238人（嘱託員23人を含む。）
- ・ 機 構 図：次図のとおり



2 本市からの財政援助等（令和 5年度）

(1) 貸付金残高 210億 7,691万円（名古屋高速道路建設資金（特別転貸債））

(2) 債務保証 2,472億 1,484万円（名古屋高速道路債券等）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 5年度）

(1) 高速道路建設事業

高速名古屋新宝線、高速 1号、高速 2号における構造物設計、地下埋設物移設工事、用地買収等の都心アクセス関連事業

(2) 高速道路管理事業

有料道路の料金收受業務及び管理業務

(3) 受託事業

中日本高速道路株式会社等から受託した東海合併料金所の維持管理等

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
経常収益	千円 70,079,581
業務収入	69,979,761
業務外収益	99,819
経常費用	70,079,581
事業資産管理費	30,604,787
一般管理費	1,650,366
引当金等繰入	33,012,534
業務外費用	4,811,892
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
当期純利益	0

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表（令和 6年 3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金・預金	67,587	1年以内返済予定長期借入金	58,423,126
未収金	7,183,596	未払金	7,002,068
前払費用	9,166	未払費用	918,962
貸倒引当金	△ 1,251	預り金	10,168
流動資産合計	7,259,099	仮受金	12
固定資産		賞与引当金	156,006
事業資産	1,678,376,256	流動負債合計	66,510,344
事業資産建設仮勘定	23,245,720	固定負債	
有形固定資産	285,272	名古屋高速道路債券	390,800,000
無形固定資産	2,247	愛知県借入金	17,688,449
投資その他の資産	10,939	名古屋市借入金	17,690,284
固定資産合計	1,701,920,436	政府借入金	33,886,109
繰延資産		地方公共団体金融機構借入金	1,219,100
債券発行諸費	785,613	市中銀行等借入金	16,000,000
証書借入金諸費	10,535	退職給与引当金	1,137,069
繰延資産合計	796,149	E T Cマイレージ引当金	5,254
		資産見返交付金	7,021,750
		固定負債合計	485,448,018
		特別法上の引当金等	
		償還準備金	836,349,322
		特別法上の引当金等合計	836,349,322
		負債合計	1,388,307,685
		資本の部	
		基本金	
		愛知県出資金	160,834,000
		名古屋市出資金	160,834,000
		基本金合計	321,668,000
		資本合計	321,668,000
資産合計	1,709,975,685	負債及び資本合計	1,709,975,685

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋臨海高速鉄道株式会社

（事務所所在地：港区十一屋一丁目46番地）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 6 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された名古屋臨海高速鉄道株式会社（以下「臨海高速」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、臨海高速に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、臨海高速に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、公認会計士に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

臨海高速においては、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、住宅都市局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、住宅都市局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋臨海高速鉄道株式会社契約規程によると、設計金額等が 250万円を超えない契約を締結しようとするときは、随意契約によることができ、この場合は、原則として 2者以上から見積書を徴収しなければならないとされている。また、合理的かつやむを得ない理由により、見積書を徴収することが可能な事業者が 1者のみであるときは、契約しようとする者のみから見積書によることができる」とされている。

令和 5年度受水槽等保守点検業務委託及び令和 5年度浄化槽等保守点検業務委託の 2件の契約事務について調査したところ、設計金額が 250万円を超えておらず、随意契約によることとしたため、2者以上の者から見積書を徴収しなかった。しかしながら、長年の履行実績があるなど良好な保守点検を行える事業者が 1者のみであることを理由として、当該事業者からしか見積書を徴収していなかった。

また、臨海高速に確認したところ、平成29年度に安価な見積書を提示した当該事業者のみから見積書を徴収する状態が、平成30年度以降継続していたとのことであった。

当該各契約については、本社及び駅施設等における給排水設備等の保守点検業務委託であり、見積書の徴収が可能な事業者は複数あると考えられるため、

競争性の観点から 2者以上の者から見積書を徴収されたい。

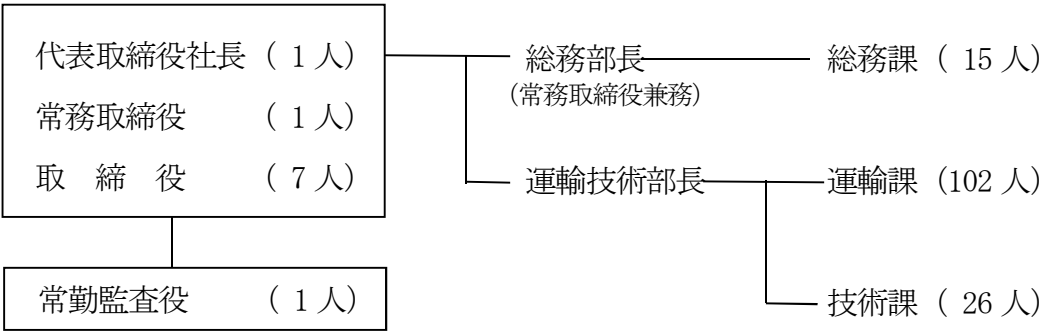
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・ 名 称：名古屋臨海高速鉄道株式会社
- ・ 所 在 地：港区十一屋一丁目46番地
- ・ 資 本 金： 1億円（本市出資額は 7,693万円（万円未満の端数は切り捨てた。）であり、出資割合は76.9%（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・ 主な事業内容：①鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業、②鉄道事業法に基づく鉄道施設の貸付け等
- ・ 職 員 数： 144人（嘱託員25人を含む。）
- ・ 機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和 6年 3月31日現在）



2 本市からの財政援助等（令和 5年度）

- （1）補助金 2億 6,666万円（鉄道施設総合安全対策事業費補助金）
 - （2）貸付金残高 2億円（西名古屋港線設備更新費貸付金）
- （注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 5年度）

（1）第一種鉄道事業

名古屋から金城ふ頭間15.2キロメートルのあおなみ線としての運行

(2) 鉄道施設の貸付け

臨海高速の鉄道施設（線路）の一部の日本貨物鉄道株式会社への貸付け及び使用料の徴収

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
	千円
営業収益	2,747,550
旅客運輸収入	2,612,548
鉄道線路使用料収入	47,623
運輸雑収	87,379
営業費	2,516,153
運送費	1,719,193
一般管理費	255,174
諸税	131,324
減価償却費	410,461
営業利益	231,397
営業外収益	9,031
受取利息	189
その他	8,842
営業外費用	600
支払利息	599
その他	0
経常利益	239,828
特別利益	540,283
補助金収入	540,283
特別損失	540,283
固定資産圧縮損	540,283
税引前当期純利益	239,828
法人税、住民税及び事業税等	4,660
当期純利益	235,168

（注）千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表（令和 6年 3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,463,220	未払金	1,962,555
未収運賃	133,786	未払費用	18,105
未収金	616,980	未払法人税等	4,660
貯蔵品	157,112	預り金	36,722
前払費用	32,300	前受運賃	120,155
その他流動資産	1,002	前受金	1,522
流動資産合計	3,404,402	賞与引当金	38,461
固定資産		仮受金	13,034
鉄道事業固定資産		流動負債合計	2,195,216
有形固定資産	3,136,740	固定負債	
無形固定資産	246,633	長期借入金	200,000
建設仮勘定	525,490	退職給付引当金	123,280
鉄道事業固定資産合計	3,908,864	特別修繕引当金	199,156
投資その他の資産		固定負債合計	522,436
長期前払費用	167,847	負債合計	2,717,652
投資その他の資産合計	167,847	純資産の部	
固定資産合計	4,076,711	株主資本	
		資本金	100,000
		資本剰余金	
		資本準備金	32,539,900
		資本剰余金合計	32,539,900
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	△ 27,876,438
		利益剰余金合計	△ 27,876,438
		株主資本合計	4,763,461
		純資産合計	4,763,461
資産合計	7,481,114	負債及び資本合計	7,481,114

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。